

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治元年 (慶応3 ~4年) (1868年)		<p>3.13〔2.20〕 洋銀(メキシコ・ドル)の通用価格を1枚につき金3分と公定する</p> <p>3.16〔2.23〕 古金銀通用停止の禁を解く</p> <p>5.16〔4.24〕 旧幕府の金座・銀座を接收            —〔4.一〕 政府、イギリス製の造幣機械を発注</p> <p>6. 9〔閏4.19〕 金札(太政官札)発行の趣旨を布告</p> <p>6.15〔閏4.25〕 会計官に商法司を置く</p> <p>6.28〔5. 9〕 金札を7月4日(5月15日)から発行する旨を布告(実際には東海・近畿地方大洪水のため延期して7月14日(5月25日)から発行)</p> <p>6.28〔5. 9〕 丁銀・豆板銀の通用停止を布告</p> <p>7.19〔5.30〕 商法会所を設置            —〔5.一〕 商法司、商法大意を布達</p> <p>8. 8〔6.20〕 金札と貨幣(正金)との間に価格差をつけることを取締まる</p> <p>9.12〔7.26〕 政府、幕府がフランス商社から借入れた50万ドルを返済のため東洋銀行から同額を借入れ</p> <p>11. 7〔9.23〕 租税上納はすべて金札を使用すべき旨を布告</p>
明治2年 (1869年)		<p>3.17〔2. 5〕 造幣局設置、貨幣司廃止を布告</p> <p>3.24〔2.12〕 金・銀座廃止を布告</p> <p>4. 3〔2.22〕 通商司設置を布告</p> <p>4.15〔3. 4〕 参与大隈重信・造幣判事久世治作、貨幣形状の円形化と10進法の採用を建議</p> <p>4.26〔3.15〕 商法司廃止</p>

明治元年(慶応3~4年)~明治2年  
(1868年~1869年)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>1. 3[12. 9] 王政復古宣言 1.27[ 1. 3] 鳥羽伏見の戦い(戊辰戦争おこる)</p> <p>4. 6[ 3.14] 5箇条の誓文発布 — [ 3.-] 各地に農民騒乱発生(明治10年代まで頻発)</p> <p>5. 3[ 4.11] 江戸開城</p> <p>6.11[閏 4.21] 官制改革(太政官に7官を置く)</p> <p>9. 3[ 7.17] 江戸を東京と称する旨の詔書公布</p> <p>10.23[ 9. 8] 明治と改元、一世一元制となる</p> <p>11.11[ 9.27] 日本・スウェーデン=ノルウェー修好通商航海条約および貿易章程調印(新政府最初の条約締結)</p>	<p>2.18 英国、通貨調査委員会設置 3. 9 ドイツ・オーストリア通商条約調印</p> <p>7.14 オーストリア・スイス通商条約調印</p> <p>9.29 スペイン革命おこる(イザベラ女王、フランスへ亡命)</p> <p>10.19 スペイン、銀本位制採用</p> <p>11.19 英国、公定歩合引上げ、2→2.5%(12月3日3%)</p>			
<p>2.20[ 1.10] 北ドイツ連邦と修好通商航海条約調印 3. 2[ 1.20] 諸道の関門・関所を廃止</p> <p>5. 9[ 3.28] 天皇、東京城に到着(東京遷都) 6. 1[ 4.21] 政府、米・英・仏・伊・北ドイツと生糸・茶の輸出増税約書に調印</p>	<p>4. 1 英国、公定歩合引上げ、3→4%(5月6日4.5%、6月10日4%、24日3.5%、7月15日3%、8月19日2.5%、11月4日3%) 4.27 露清通商条約調印 5.10 米国、大陸横断鉄道完成</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治2年 (1869年)		<p>7. 7[ 5.28] 金札の増製を停止し今後鑄造する新貨幣と明治5年までに交換する旨を布告</p> <p>— [ 5.-] 5月末から8月にかけて東京・大阪・西京・横浜・神戸・新潟・大津・敦賀に通商会社・為替会社の設立をみる</p> <p>8.15[ 7. 8] 造幣局を造幣寮と改称</p> <p>— [ 8.-] 為替会社・通商会社規則を制定</p> <p>10. 7[ 9. 3] 大阪為替会社、金券を発行(以後他の為替会社も発行)</p> <p>10.21[ 9.17] 民部省通商司から小札を発行する旨を布告(民部省札)</p> <p>12.11[11. 9] 新鑄造貨幣の本位および補助貨幣の種類・品位を定める</p>
明治3年 (1870年)		<p>1. 6[12. 5] 府藩県の紙幣製造禁止を布告</p> <p>4.23[ 3.23] 政府、鉄道建設のため九分利付外国公債100万ポンドをロンドンで募集</p> <p>5.13[ 4.13] 横浜為替会社の洋銀券発行を許可</p> <p>5.13[ 4.13] 三井組、貯蓄金の取扱いを命じられる</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>6.27〔5.18〕 戊辰戦争終わる 7.25〔6.17〕 諸藩の版籍奉還を許し、藩知事を任命</p> <p>8.15〔7.8〕 官制改革(太政官に民部・大蔵・兵部・刑部・宮内・外務の6省を置く) 8.24〔7.17〕 京都・東京・大阪3府を置き県とする旨布告 9.17〔8.12〕 大蔵・民部両省合併 9.20〔8.15〕 蝦夷地を北海道と改称</p>	<p>9.24 ニューヨークに恐慌発生(暗黒の金曜日) 9.- フランス、取引所恐慌発生</p> <p>11.17 スエズ運河開通 12.10 米国、最初の婦人参政権法成立(ワイオミング州) — オーストリア、世界最初の郵便業書発行</p>		<p>9.17 松平慶永</p> <p>10.16</p>	
<p>1.26〔12.25〕 東京・横浜間電信開通 2.27〔1.27〕 蒸気郵便規則・商船規則を公布</p> <p>8.6〔7.10〕 大蔵・民部両省分離</p> <p>10.4〔9.10〕 藩制改革を布告 10.13〔9.19〕 政府、平民に苗字使用を許可</p>	<p>7.19 普仏戦争はじまる(1871年5月10日講和成立) 7.21 英国、公定歩合引上げ、3→3.5%(23日4%、28日5%、8月4日6%、11日5.5%、18日4.5%、25日4%、9月1日3.5%、15日3%、29日2.5%) 8.12 フランス、銀行券の兌換を停止(1877年まで)、強制通貨とする 9.4 フランス、共和国宣言 9.20 イタリア軍、ローマに入る(10月2日、ローマはイタリアに併合、イタリア統一完了)</p>		伊達宗城	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治3年 (1870年)		—〔閏10.一〕 金札改所設置(にせ札流布に対処)
明治4年 (1871年)	2.20〔1.2〕 大隈重信参議・井上馨大蔵少輔、在米の伊藤博文あて手紙の中でバンク・オブ・ジャッパン構想を示す	<p>1. 2〔11.12〕 太政官、新貨幣の本位および重量を裁定(一円銀貨を本位貨とする銀本位制の採用)</p> <p>2.18〔12.29〕 米国出張中の大蔵少輔伊藤博文、金本位制の採用、金札引換公債の発行、紙幣発行会社の設立を建議</p> <p>4. 4〔2.15〕 造幣寮開業式</p> <p>5.20〔4.2〕 伊達大蔵卿・大隈参議ら、伊藤の紙幣発行会社構想を批判、正貨兌換制度の確立を主張</p> <p>6.27〔5.10〕 新貨条例および造幣規則を布告(金本位制採用、円をもって単位とし、円以下は銭・厘とする10進法採用、本位金貨二十円・十円・五円・二円・一円、開港場に限り貿易銀一円の無制限通用を認める)</p> <p>7.22〔6.5〕 三井組、御用為替方を命じられる</p> <p>8.20〔7.5〕 通商司廃止</p> <p>8.29〔7.14〕 藩札を本日の相場により追って交換する旨を布告</p> <p>—〔7.一〕 三井組、兌換銀行券発行銀行の創立を出願(8月にいったん認可されたが後に取消しとなる)</p> <p>11.24〔10.12〕 三井組名義による大蔵省兌換証券の発行を布告</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>11. 2(10. 9) 土佐開成商社創設(三菱のはじまり)</p> <p>12. 12(閏10. 20) 工部省設置</p>				
<p>1. 3(11. 13) 徴兵規則公布</p> <p>3. 14( 1. 24) 郵便規則制定(3月1日実施、東京・京都・大阪に郵便役所開設)</p> <p>5. 22( 4. 4) 戸籍法制定(5年2月1日施行、いわゆる壬申戸籍) —〔5. 一〕大蔵省、「会社辦」「立会略則」の2書を刊行</p> <p>8. 29( 7. 14) 廃藩置県の詔書發布</p> <p>9. 11( 7. 27) 民部省廃止</p> <p>9. 13( 7. 29) 太政官制改正(正院・左院・右院を置く、9月24日には納言を廃し左右大臣を置く)</p> <p>9. 13( 7. 29) 日清修好条約・通商章程・海関税則調印</p> <p>10. 20( 9. 7) 田畑勝手作りを認める</p>	<p>1. 18 ドイツ帝国成立(ドイツ統一完成)</p> <p>3. 2 英国、公定歩合引上げ、2.5→3%(4月13日2.5%、6月15日2.25%、7月13日2%、9月21日3%、28日4%、10月7日5%、11月16日4%、30日3.5%、12月14日3%)</p> <p>3. 26 フランスでコミューン選挙実施(3月28日、パリ・コミューン成立宣言)</p> <p>5. 8 米英ワシントン条約調印</p> <p>5. 10 フランクフルトで独仏講和条約調印</p> <p>10. 27 英国、南アフリカのダイヤモンド産出地帯併合</p>		<p>伊 達 宗 城</p>	<p>8. 13</p> <p>大久保 利 通</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治4年 (1871年)		<p>—〔11.一〕 いわゆる明治初期の銀行論争 (国立銀行か金券銀行か)行われる</p>
明治5年 (1872年)		<p>2. 5〔12.27〕 新紙幣発行を布告 2.22〔 1.14〕 三井組名義による開拓使兌換証券の発行を布告</p> <p>—〔 2.一〕 小野組、銀行設立を出願(3月、 大津為替会社も出願したがいずれも実現せず)</p> <p>5.24〔 4.18〕 旧藩債は大蔵省が引受け処分する旨布告 —〔 4.一〕 新紙幣発行開始(8月にかけ百円以下十銭まで9種類)</p> <p>7.22〔 6.17〕 大蔵省、国立銀行条例案を太政官に提出 —〔 6.一〕 三井組・小野組、国立銀行設立を出願</p> <p>9.17〔 8.15〕 三井組・小野組出願の第一国立銀行設立認可</p> <p>12.15〔11.15〕 国立銀行条例・国立銀行成規公布</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>12.10(10.28) 府県官制を定める(府知事・県知事の設置)</p> <p>12.23(11.12) 岩倉具視外務卿を全権大使とする欧米使節団出発</p>	<p>12. 4 ドイツ、金貨鑄造法公布(金本位制採用)</p> <p>— カナダ、金本位制採用</p>			
<p>1. 7(11.27) 県治条例を定める</p> <p>2. 4(12.26) 司法省に東京裁判所を置く(裁判所設置のはじめ)</p> <p>3. 8( 1.29) はじめて全国の人口調査実施(戸籍簿編成)</p> <p>3.23( 2.15) 土地永代売買を解禁</p> <p>5.20( 4.14) 外国人に土地および地券の売却または抵当に入れることを禁止する旨布告</p> <p>6.12( 5. 7) 品川・横浜間鉄道仮開業</p> <p>8. 4( 7. 1) 全国一般郵便を開設</p> <p>9. 5( 8. 3) 学制を頒布</p> <p>10.14( 9.12) 鉄道開業式(13日、新橋・横浜間旅客運輸開始、わが国最初の鉄道)</p> <p>10.17( 9.15) 官営富岡製糸場開設(10月)にあたり、東北各県へ工女募集方達す</p> <p>11. 2(10. 2) 人身売買禁止を布告</p> <p>12. 9(11. 9) 太陰曆を廃し太陽曆採用の詔書を発布(12月3日を明治6年1月1日とする)</p> <p>12.28(11.28) 徴兵令詔書発布(常備軍制度確立)</p>	<p>1. 9 デンマーク中央銀行設立許可</p> <p>4. 4 英国、公定歩合引上げ、3→3.5%(11日4%、5月9日5%、30日4%、6月13日3.5%、20日3%、7月18日3.5%、9月18日4%、26日4.5%、10月3日5%、10日6%、11月9日7%、28日6%、12月12日5%)</p> <p>6.25 ドイツ帝国議会、イエズス会追放を議決</p> <p>11.15 英仏通商条約調印</p>		<p>大 久 保  利  通</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治5年 (1872年)		
明治6年 (1873年)		<p>1.13 政府、諸禄整理のため七分利付外国公債 240万ポンドをロンドンで募集</p> <p>3.25 新旧公債証書発行条例公布 3.30 金札引換公債証書発行条例公布 3.- 横浜以外の為替会社解散を決定</p> <p>7.17 大蔵省に国債寮設置 7.20 第一国立銀行(東京)開業免許(即日開業、現第一勸業銀行) 7.- 第一国立銀行、為替方を命じられる 8.20 第一国立銀行の国立銀行券発行を布達 (以後国立銀行設立のつと同様布達を行う) 9. 8 第五国立銀行(大阪)開業免許(12月10日開業、9年1月本店を東京へ移す)</p> <p>12.24 第四国立銀行(新潟)開業免許(7年3月1日開業、現第四銀行) 12.27 秩禄100石未満の者に対し秩禄返還を許し、就業資金として一時賜金を下付の旨布達(半額現金、半額秩禄公債)</p>
明治7年 (1874年)		

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
	<ul style="list-style-type: none"> <li>— フランス、パリ手形交換所設立</li> <li>— オーストラリア、メルボルンで金貨製造開始</li> </ul>			
<p>1. 1 太陽暦へ移行 1.10 徴兵令公布</p> <p>2. 7 仇討ち禁止を布告 2.17 受取諸証文印紙貼用心得方規則公布</p> <p>7.28 地租改正条例公布(物納を廃止)</p> <p>8. 6 日米郵便交換条約調印(8年1月1日施行)</p> <p>10.14 祝祭日等の休暇日を定める 10.19 新聞紙条目制定(発行許可制、国体誹謗禁止等) 10.一 政府部内に征韓論をめぐる対立 11.10 内務省を設置 12. 1 郵便葉書・封筒をはじめて発行</p>	<p>1. 9 英国、公定歩合引下げ、5→4.5%(23日4%、30日3.5%、3月26日4%、5月7日4.5%、10日5%、17日6%、6月4日7%、12日6%、7月10日5%、17日4.5%、24日4%、31日3.5%、8月21日3%、9月25日4%、29日5%、10月14日6%、18日7%、11月1日8%、7日9%、20日8%、27日6%、12月4日5%、11日4.5%)</p> <p>2. 5 フランス・ベルギー通商条約調印 2.12 スペイン、共和国樹立宣言 2.12 米国、鑄貨法成立(金単本位制採用)</p> <p>5. 8 ウィーン証券取引所に恐慌発生(欧米諸国に波及) 5.27 デンマーク・スウェーデン間にスカンジナビア通貨同盟成立(金本位制採用) 7. 9 ドイツ鑄貨法制定(貨幣制度統一)</p> <p>9.18 ニューヨークに恐慌発生(株式取引所10日間閉鎖) 10.22 ドイツ・オーストリア・ロシア3帝協商成立</p> <p>12.18 ベルギー、5フラン銀貨自由鑄造禁止(跛行本位制に移行)</p>		<p>大久保利通</p>	<p>10.25</p> <p>大隈重信</p>
<p>1.17 板垣退助ら8名、民選議院設立建白書を提出</p>	<p>1. 8 英国、公定歩合引下げ、4.5→4%(15日3.5%、4月30日4%、5月28日3.5%、6月4日3%、18日2.5%、7月30日3</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治7年 (1874年)		<p>3.28 家禄引換公債証書発行条例公布</p> <p>7. 3 第二国立銀行(横浜)開業免許(8月15日開業)</p> <p>8.一 貯金預規則制定(東京&lt;18か所&gt;・横浜&lt;1か所&gt;に貯金預所を設置、8年5月から事務を開始&lt;郵便貯金のはじまり&gt;)</p> <p>9. 3 郵便為替規則公布(8年1月2日施行)</p> <p>9.24 洋銀券発行規則公布(第二国立銀行が発行)</p> <p>10.13 株式取引条例公布</p> <p>11. 5 秩禄100石以上の者の家禄返還を許し一時賜金交付の旨を布告</p>
明治8年 (1875年)		<p>1.15 太政官札・民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券を5月31日限り通用停止とする旨布告(後に1両以下のものは1年延期措置がとられる)</p> <p>2.28 貿易銀一円の量目を増加し、「一円」の文字を「貿易銀」に改める</p> <p>3. 8 国立銀行4行、銀行券の発行難打開策を政府に請願(兌換停止、政府紙幣との引換えを希望)</p> <p>5. 2 東京・横浜で駅逦寮貯金取扱い開始(郵便貯金のはじまり、利率年3%、年間100円まで、残高500円まで)</p> <p>6. 4 紙幣頭得能良介、兌換制度の手直しを建議</p> <p>6.25 新貨条例を改正し貨幣条例と改称</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>2. 1 佐賀の乱おこる(3月1日平定)</p> <p>2. 6 閣議、台湾征討を決定(5月17日、台湾へ出兵)</p> <p>8.12 諸官庁、府県に対し経費節約、不急経費の返還を命じる</p> <p>10.13 大蔵省、会計年度改定(1月～12月→7月～6月)</p> <p>10.31 日・清間に台湾問題に関する和議成立(償金50万両)</p> <p>11.13 台湾派遣軍撤退勅令出る</p> <p>11.- 小野組破綻(つづいて島田組も)</p> <p>12. 8 恤救規則(救貧法)公布</p>	<p>%、8月6日4%、20日3.5%、27日3%、10月15日4%、11月16日5%、30日6%)</p> <p>1.- バリでラテン通貨同盟会議開催(各国の5フラン銀貨鑄造制限決議)</p> <p>3.19 スペイン、スペイン銀行に銀行券発行の独占権付与</p> <p>10. 9 スイス(ベルン)で第1回万国郵便会議開催、万国郵便連合条約調印</p> <p>— フランス、パリ銀行設立</p>			
<p>1.18 三菱商会、官命により上海航路開く(2月3日就航)</p> <p>1.27 英・仏両国、横浜駐屯軍隊の引揚げを通告</p> <p>2.13 平民も必ず姓をつけるよう太政官令布告</p> <p>4.14 立憲政体の詔書発布(元老院・大審院・地方官会議の設置)</p> <p>5. 7 ロシアとの間で千島・樺太交換条約調印</p> <p>6.28 讒謗律・新聞紙条例制定(反政府運動取締まりのため)</p>	<p>1. 7 英国、公定歩合引下げ、6→5%(14日4%、28日3%、2月18日3.5%、7月8日3%、29日2.5%、8月12日2%、10月7日2.5%、14日3.5%、21日4%、11月18日3%、12月30日4%)</p> <p>1.30 米国・ハワイ互惠通商条約調印</p> <p>2.25 フランス、共和国憲法成立</p> <p>3.14 ドイツ、ライヒスバンク(中央銀行)設立法制定(実質上統一的な発券制度採用)</p> <p>5.20 バリでメートル法条約調印</p> <p>5.22 ドイツ、社会主義労働党結成、ゴータ綱領採択</p> <p>6. 6 オランダ、銀貨の自由鑄造禁止(跛行本位制に移行)</p>		大 限 重 信	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治8年 (1875年)		<p>9. 一 松方正義大蔵輔心得、「通貨流出ヲ防止スルノ建議」を執筆</p> <p>12.17 大蔵省、国立銀行4行に対し新紙幣貸下げを通達</p>
明治9年 (1876年)	<p>10.10 紙幣寮雇A.A.シャンド、紙幣頭の諮問に答え意見書「通貨並ニ銀行事務」を提出し、中央銀行の必要性を説く</p> <p>12. 2 田口卯吉、「国策第二」を新聞に発表し、官金取扱い銀行設立の必要性を主張</p>	<p>3. 1 郵便貯金金利引上げ(3%→4%)</p> <p>3. 4 貿易銀と本位金貨の比価を改正(貿易銀100枚=本位金貨101円→100円)</p> <p>3.31 私盟会社三井銀行設立認可(銀行の名称を使用した私立銀行のはじまり)</p> <p>5.10 旧為替会社の金券消却完了</p> <p>6.28 政府、7月1日開業の三井銀行に官金取扱いを認める</p> <p>7. 1 私盟会社三井銀行開業</p> <p>8. 1 国立銀行条例改正(金貨兌換制停止、資本金の8割相当の公債証書を政府に納付し同額の銀行券の下付を受けるなど)</p> <p>8. 5 金禄公債証書発行条例公布(家禄・賞典禄を廃止し公債を交付)</p> <p>12. 1 第三国立銀行(東京)開業免許(5日開業、新国立銀行条例による新設第1号、以後12年2月開業の第百五十三国立銀行&lt;京都&gt;まで、旧4行の更新を含め153行設立)</p>
明治10年 (1877年)		<p>1. 1 郵便貯金金利引上げ(4%→5%)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8.5 度量衡取締条例・検査規則等制定(尺貫法を統一)</p> <p>9.20 朝鮮江華島守備隊と日本軍交戦(江華島事件)</p> <p>10.4 煙草税則布告(9年1月1日施行)</p> <p>10.一 大隈大蔵卿、「国家理財ノ根本ヲ確立スルノ議」を建議</p> <p>11.30 府県職制および事務章程制定(県治条例廃止)</p>	<p>7.20 米国、全米銀行協会設立</p> <p>10.16 ノルウェー、デンマーク・スウェーデン間通貨同盟(スカンジナビア通貨同盟)に参加(金本位制採用)</p>			
<p>2.26 日朝修好条約調印</p> <p>3.12 官公庁の日曜休日、土曜半休決まる(4月1日実施、従来は毎月1の日と6の日を休日&lt;一・六休暇&gt;)</p> <p>3.28 廃刀令布告(帯刀禁止)</p> <p>4.1 満20年をもって成年とする旨布告</p> <p>8.1 米商会所条例公布</p> <p>10.24 神風連の乱おこる(つづいて、27日秋月の乱、28日萩の乱発生)</p> <p>12.一 茨城・三重県下農民騒動に軍隊出動(全国的に農民騒乱激化)</p>	<p>1.1 ドイツ、ライヒスバンク開業</p> <p>1.1 イタリア、郵便貯金制度開始</p> <p>1.6 英国、公定歩合引上げ、4→5%(27日4%、3月23日3.5%、4月6日3%、4月20日2%)</p> <p>5.30 トルコでクーデター発生(青年トルコ党)</p> <p>8.5 フランス、5フラン銀貨自由鑄造停止(跛行本位制採用)</p> <p>12.23 トルコ帝国憲法公布</p> <p>— ロシア、銀貨の自由鑄造廃止(紙幣本位に移行)</p>		大 隈 重 信	
<p>1.4 地租減額の詔書発布</p> <p>1.11 各省中諸寮廃止を公布(これに伴い大蔵省は1月17日9局を設置)</p> <p>1.30 鹿児島私学校生徒、火薬局等を襲い兵器</p>	<p>1.1 ドイツ、輸入品の95%まで無税とする</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治10年 (1877年)		<p>3.13 神官配当禄公債証書の交付を布告</p> <p>3.21 政府、西南戦争の戦費調達のため設立認可前の第十五国立銀行に対し、設立のうえは発行紙幣のうち1500万円を政府に貸上げを命令</p> <p>5.21 第十五国立銀行(東京)開業</p> <p>6.21 大蔵省「銀行大意」を刊行</p> <p>7. 2 渋沢栄一第一国立銀行頭取ら、摂善会を組織(東京銀行集会所の前身)</p> <p>8. 8 第十六国立銀行(岐阜)開業免許(10月1日開業、現十六銀行)</p> <p>8.28 大蔵省、地方官に銀行乱設抑制につき内達</p> <p>9.11 利息制限法公布</p> <p>10. 2 第十八国立銀行(長崎)開業免許(12月20日開業、現十八銀行)</p> <p>11.17 大蔵省銀行課長(岩崎小二郎)、通常銀行条例を設け国立銀行として不適なものは普通銀行とするよう建議</p> <p>12.12 国立銀行条例追加公布(銀行券発行額の制限ほか)</p> <p>12.27 損札交換用の政府紙幣2700万円を西南戦争戦費にあてるため発行する旨布告</p>
明治11年 (1878年)	<p>2.一 松方大蔵大輔、パリ万国博覧会副総裁として渡欧、仏国蔵相レオン・セーと会談し中央銀行設立の必要性を指摘される(随員の加藤済をベルギーに残留させてベルギー中央銀行の研究に当たらせる)</p>	<p>1. 1 郵便貯金金利引上げ(5%→6%)</p> <p>3. 2 国立銀行条例改正公布(銀行券発行額制限を条文に盛り込む)</p> <p>4. 8 山梨第十国立銀行出願の小額貯蓄預金の取扱い認可</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>弾薬を奪う(西南戦争の発端)</p> <p>2.19 熾仁親王(有栖川宮)を鹿児島征討総督とする</p> <p>6.19 万国郵便連合条約への加盟を布告</p> <p>8.21 内国勸業博覧会開催(11月30日まで)</p> <p>9.24 西南戦争終わる(西郷隆盛、城山で自刃)</p> <p>12.27 渋沢栄一ら有志8名、東京府へ商法会議所設立を出願(11年3月12日認可)</p>	<p>4.24 露土戦争はじまる(1878年3月まで)</p> <p>5. 3 英国、公定歩合引上げ、2→3%(7月5日2.5%、12日2%、8月28日3%、10月4日4%、11日5%、11月29日4%)</p> <p>5.- 米国、ボストンで電話開通</p> <p>8. 9 フィンランド、通貨法制定(金本位制採用)</p>		大	信
<p>2.20 海外旅券規則を定める(海外行免状を海外旅券と改称)</p>	<p>1.10 英国、公定歩合引下げ、4→3%(31日2%、3月28日3%、5月30日2.5%、6月27日3%、7月4日3.5%、8月1日4%、12日5%、10月14日6%、11月21日5%)</p> <p>2.28 米国、銀貨鑄造法成立(金銀複本位制に復帰)</p>		重	信

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治11年 (1878年)	6.27 イタリア人ウイズニエブスキー公、日本政府に対し日本帝国銀行設立願書を提出	5. 1 起業公債証券発行条例公布 5. 4 株式取引所条例公布(株式取引条例廃止) 5.27 貿易銀の国内における無制限通用を布告(金銀複本位制に移行) 6. 1 東京株式取引所開業 6. 8 第一国立銀行、釜山(朝鮮)に支店設置 6. 9 大阪の有力銀行、協議会を結成(第1回会合)  8.15 大阪株式取引所開業 8.29 大蔵卿、公債・紙幣の消却計画を正院に上申  11.26 貿易銀の鑄造停止、貿易一円銀の再鑄発行を布告 12. 4 第百五国立銀行(津)開業免許(12年3月11日開業、現百五銀行) 12.10 大蔵省紙幣局を同省印刷局と改称 12.12 東京海上保険会社創立許可
明治12年 (1879年)	4.一 田口卯吉、「官金銀行を設立すべし」を執筆	2.13 洋銀相場取引を禁止し、洋銀取引所設立希望者は株式取引所条例によるべき旨布告 3.10 横浜洋銀取引所開業 4.一 政府、銀貨高騰対策として第二国立・三井両行に託して国庫保有銀貨240万円を売却 5.一 政府、在日英国人ワットソンと金銀預け合い契約を締結(政府が受入れた銀貨を市中に売却) 7.一 大蔵省、公債紙幣償還計画(減債計画)を第一国立・三井両行に下付して世上に公布 8.一 大阪銀行苦楽部設立(大阪銀行集会所の前身) 9.12 貿易一円銀と洋銀との並価通用を認める 9.22 政府、東京・大阪両株式取引所の金銀貨取引を許可(横浜洋銀取引所を横浜取引所と改称) 10. 1 再鑄貿易一円銀の無制限通用を布告

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>7.22 郡区町村編成法・府県会規則・地方税規則公布(三新法)</p> <p>7.25 府県官職制制定(府県職制並事務章程廃止)</p> <p>8.1 東京商法会議所発会式(9月には大阪商法会議所設立)</p> <p>12.28 国税金領取順序を定める</p>	<p>6.13 ベルリン会議開催(7月13日まで、ドイツ・ロシア・オーストリア・英国・フランス・イタリア・トルコ7か国参加)</p> <p>6.13 フランス、兌換銀行券発行税設定</p> <p>6.一 清国、錢貨私鑄禁止</p> <p>8.10 パリで第2回国際通貨会議開催(29日まで、12か国参加)</p> <p>10.1 ラテン通貨同盟会議開催(フランス・ベルギー・イタリア・スイス・ギリシャ5か国参加)</p>		大	
<p>1.29 万国電信条約に加入</p> <p>4.4 琉球藩を廃し沖縄県とする</p> <p>5.29 税金預所を大蔵省為替方と改称</p>	<p>1.16 英国、公定歩合引下げ、5→4%(30日3%、3月13日2.5%、4月10日2%、11月6日3%)</p> <p>7.12 ドイツ、保護関税法成立(自由貿易主義放棄)</p> <p>8.一 ロシア、兌換紙幣発行法制定</p> <p>10.2 清国・ロシア間、イリ条約調印(イリ以西をロシアに割譲)</p>		限 重 信	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治12年 (1879年)		<p>11.11 京都第百五十三国立銀行開業免許(これにより国立銀行の銀行券発行額・資本金の制限にほぼ達したため、以後国立銀行の設立停止)</p> <p>11.22 合本安田銀行設立認可(現富士銀行)</p> <p>12. 1 大阪交換所設立(わが国手形交換のはじまり)</p> <p>12.11 横浜正金銀行設立認可</p>
明治13年 (1880年)		<p>1. 1 合本安田銀行開業</p> <p>1. 一 名古屋銀行協和会設立(名古屋銀行集会所の前身)</p> <p>2.28 横浜正金銀行開業</p> <p>3.10 第百四十三国立銀行(千葉県八街)、第三十国立銀行(東京)へ合併(国立銀行の合併はじまる)</p> <p>4. 1 三菱為替店開業</p> <p>4. 一 東京貯蔵銀行設立認可(6月12日開業、専業貯蓄銀行のはじまり)</p> <p>4.12 洋銀相場・米価の高騰につき、政府、米商会所・株式取引所・横浜取引所の金銀貨・米穀取引を停止させる</p> <p>4.15 株式取引所条例改正公布(仲買人の免許制創設など)</p> <p>4. 一 政府、ワットソンと再度金銀預け合い契約を締結(5月から国立第二・三井・横浜正金の3行を通じ銀貨の第2回売却)</p> <p>5. 8 大蔵省銀行課を廃し銀行局を設置</p> <p>5.19 政府、東京・大阪株式取引所・横浜取引所の金銀貨定期売買を禁止(現物取引のみ認める)</p> <p>5. 一 大隈重信、「通貨ノ制度ヲ改メン事ヲ請フノ議」を政府に提出(佐野大蔵・松方内務両卿反対)</p> <p>6.14 渋沢栄一、政府に対する紙幣整理処分建議の動議を提出(大蔵省の圧力で決議に至らず)</p> <p>6. 一 松方内務卿、「財政管窺概略」を上申(大隈建議批判)</p> <p>9. 3 東京銀行集会所設立(扱善会は解散)</p> <p>9.13 横浜取引所を横浜株式取引所と改称(株式売買を許可)</p> <p>9.20 佐野大蔵卿、「貨幣取引禁止ノ儀」を上申</p>

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
	<p>10. 7 ドイツ・オーストリア同盟成立            10. 一 アイルランド土地同盟結成            11.15 米国・フランス間、海底電線完成</p> <p>— オーストリア、銀貨の自由鑄造禁止</p>		大隈重信	
<p>2.28 参議の諸省卿兼務を廃止            3. 5 太政官に会計検査院を置き、大蔵省検査局を廃止            4.17 片岡健吉・河野広中ら、国会開設を請願            5.20 地租特別修正許可布告            6.15 備荒儲蓄法公布            7.17 刑法公布(15年1月1日施行)            9.27 酒造税則制定            9. 一 大隈・伊藤参議、「財政更革ノ議」を政府に提出</p>	<p>6.17 英国、公定歩合引下げ、3→2.5%(12月9日3%)</p>		2.28	佐野常民

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治13年 (1880年)		<p>10.18 東京銀行集会所内に為替取組所設立</p> <p>10.19 大蔵省、横浜正金銀行の為替資金として300万円を限度に預入</p> <p>10.27 改定金札引換公債条例公布</p>
明治14年 (1881年)	<p>7.一 大隈・伊藤参議、「公債新募及銀行設立ニ関スル請議」を太政大臣に提出</p> <p>9. 6 松方内務卿、「財政議」を太政大臣に提出(通貨制度確立のため「日本帝国銀行」を設立すること、資金吸収のため貯蓄銀行を、産業振興のため勸業銀行を設立することを主張)</p>	<p>4.18 郵便貯金金利引上げ(6%→7.2%)</p> <p>4.28 会計法公布</p> <p>5.一 大阪銀行苦楽部、大阪同盟銀行集会所と改称</p> <p>6.29 明治生命保険会社設立許可(7月9日開業、近代的生命保険事業のはじまり)</p> <p>9. 1 貿易銀および貿易一円銀を出納上単に一円銀貨と呼称することとする</p> <p>10.21 松方正義を参議兼大蔵卿に任命(いわゆる「松方財政」の本格的のはじまり)</p> <p>12. 9 準備金運用により正貨蓄積を図るため準備金規則を改正</p>
明治15年 (1882年)	<p>3. 1 松方大蔵卿、「日本銀行創立ノ議」、付属</p>	<p>1.16 会計法を全面改正</p> <p>2.17 大蔵省、横浜正金銀行へ外国為換金取扱規程を令達(3月1日実施)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
11. 5 工場払下概則を制定	— イタリア、ローマ銀行設立			
4. 7 農商務省設置 5.30 太政官中に統計院設置公布 8.13 石油取締規則布告(15年1月1日施行) 10.11 憲法制定・国会開設・開拓使官有物払下げ問題で政府部内対立(大隈参議の罷免などを決定<明治14年の政変>) 10.12 明治23年に国会開設の勅諭發布 10.18 自由党結成会議開催 10.21 参議の省卿兼務復活、太政官中に参事院設置 11. 5 日本鉄道会社の創設を許可	1.13 英国、公定歩合引上げ、3→3.5%(2月17日3%、4月28日2.5%、8月18日3%、25日4%、10月6日5%) 3.13 ロシアでアレクサンドル2世暗殺される 4.19 パリで第3回国際通貨会議開催 5. 7 フランス、保護関税法制定 6.18 3帝同盟成立(ドイツ・オーストリア・ロシア) — イタリア、手形交換所設立		佐野常民	10.21
1. 4 軍人勅諭できる 2. 8 開拓使廃止公布	1. 1 フランス、郵便貯金制度開設 1.中旬 フランス、ユニオン・ジェネラル銀行破綻、パリに恐慌発生(8～10月激化) 1.30 英国、公定歩合引上げ、5→6%(2月23日5%、3月9日4%、23日3%、8月17日4%、9月14日5%)		松方正義	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治15年 (1882年)	<p>書類「日本銀行創立旨趣ノ説明」および日本銀行条例草案・同定款を太政大臣に提出</p> <p>6.27 日本銀行条例公布(資本金1000万円、営業年限30年)</p> <p>6.28 大蔵省に日本銀行創立事務取扱所を設置</p> <p>6.一 田口卯吉「中央銀行を論ず」を執筆</p> <p>8.4 株主募集の新聞広告掲出</p> <p>9.15 株式第1回払込み開始</p> <p>10.6 初代総裁に吉原重俊が就任</p> <p>10.6 日本銀行定款認可</p> <p>10.9 特許状、営業免状下付</p> <p>10.10 日本銀行開業(組織=文書・金庫・割引・計算・株式の5局)</p> <p>10.10 定期貸利子歩合等を定める(12日大蔵卿許可、①公債証書抵当貸付の期間3か月年11%、1か月10%②定期預金1000円以上・期間6か月以上年5%③当座預金無利息)</p> <p>10.11 当所商業手形割引歩合を日歩2銭8厘とする</p> <p>10.14 定期貸抵当品となしうる公債の種類、担保価格を決定</p> <p>10.25 本店新築家屋落成(金庫は16年3月竣工)</p> <p>11.11 金銀通貨を抵当とする貸付実施を決定(年9%)</p> <p>11.21 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭6厘)</p> <p>12.1 公債証書抵当貸付利子歩合を期間の長短にかかわらず1本化</p> <p>12.7 仮内規許可</p> <p>12.18 大阪支店開設</p> <p>12.31 未払込株金第1回払込完了(200万円)</p> <p>12.一 市中銀行に対し倉庫会社の貨物預り証券を保証品とする手形の再割引を承諾</p>	<p>5.6 大蔵省、地方庁に対し私立銀行の設立、定款変更等の許可に際し同省への稟議を要する旨通達</p> <p>8.3 松方大蔵卿、正貨蓄積策を建議(減債部保有の公債証書と準備本部の正貨とを交換、準備本部はこの公債を売却し代り金をもって海外荷為替の取組みを支援する)</p> <p>12.11 為替手形約束手形条例公布</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>6.25 東京馬車鉄道、新橋・日本橋間運転開始</p> <p>7.14 共同運輸会社創立発起人会を農商務省で開催(政府一部出資、16年1月開業)</p> <p>7.23 朝鮮京城の日本大使館襲撃される(壬午事変)</p> <p>8.5 戒嚴令公布</p> <p>10.一 紡績連合会設立</p> <p>12.16 郵便条例公布(年毎の郵便規則改正を廃止、16年1月1日施行)</p>	<p>5.20 ドイツ・オーストリア・イタリア3国同盟成立</p> <p>5.22 朝鮮・米国間、通商・和親条約調印(6月6日朝鮮・英国間、6月30日朝鮮・ドイツ間、いずれも条約調印)</p> <p>10.一 ケルンで国際金銀両本位会議開催</p>		<p>松</p> <p>方</p> <p>正</p> <p>義</p>	<p>10.6</p> <p>(初代) 吉原重俊</p>

年号	日本銀行	金融一般
明治16年 (1883年)	<p>1.25 政府定期預け金の取扱いを命じられる</p> <p>2.17 第1回定式株主総会開催</p> <p>3.14 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭4厘)</p> <p>3.14 諸官省所属の工場に対する手形割引取引を開始</p> <p>4.1 商業手形割引歩合に当所・他所の区別を設ける(他所商業手形2銭7厘)</p> <p>4.27 政府から国庫金取扱方を命じられる(7月1日以降実施)</p> <p>4.28 日本銀行開業式</p> <p>5.6 国庫局設置</p> <p>5.11 大蔵卿から国立銀行紙幣消却方を命じられる</p> <p>5.29 政府から金銀地金の正貨払渡事務の取扱いを命じられる</p> <p>5.30 日本銀行および国立銀行、政府から銀行紙幣合同消却方法を達せられる</p> <p>6.12 国立銀行紙幣消却処分に関する日本銀行と各国立銀行との約定書案決定(8月までに約定締結完了)</p> <p>6.12 国庫金取扱代理店となる各地銀行と国庫事務連帯によるコルレスpondensの約定締結を開始</p> <p>6.28 国庫金取扱所を設置する各銀行と代理店契約を締結(7月1日から実施)</p> <p>6.一 銀行札支消掛を設け国立銀行紙幣消却事務を開始</p> <p>7.1 コルレスpondens貸越利子を設定(年9%)</p> <p>7.19 横浜正金銀行とコルレスpondens契約締結許可(期間2年、極度額20万円)</p> <p>8.8 横浜・神戸における正貨払渡事務をそれぞれ横浜正金銀行・三井銀行神戸支店に委託</p> <p>8.17 日本銀行、「荷為換方法」と題する文書を国立銀行に送付し荷為替取引の奨励を図る</p>	<p>1.29 為替手形約束手形書式告示</p> <p>3.22 国庫出納条規公布</p> <p>3.24 松方大蔵卿、「国立銀行条例中改正ノ議」を建議し、国立銀行営業期限後の銀行券発行停止、日本銀行による紙幣消却・国立銀行の管理強化等の方針を打出す</p> <p>5.5 国立銀行条例中改正公布(営業期限を開業免許から20年とし、期限内に発行紙幣を全額消却させ、期限後は私立銀行としてのみ継続を認めることとする)</p> <p>5.10 大蔵卿、国立銀行に紙幣消却方を命令</p> <p>5.26 新造幣規則公布(8月16日施行)</p> <p>7.30 神戸港に株式取引所設立を許可</p> <p>8.6 東京・大阪・横浜・神戸株式取引所における金銀貨幣定期取引を許可</p> <p>9.20 松方大蔵卿、「生糸十分為換貸与之議」を太政大臣に提出して輸出荷為替の増大を図る</p> <p>9.20 東京手形取引所設立(東京為替取引所は廃止)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀 行裁
<p>1. 4 叙勲条例公布</p> <p>2. 15 東京電灯会社設立認可(19年7月5日開業)</p> <p>4. 16 新聞紙条例改正公布</p> <p>5. 10 官報の発行条件定める(7月1日発刊)</p> <p>5. 22 官省院庁の達・告示は官報登載をもって公式とする</p> <p>6. 29 出版条例改正公布(発行10日前に内容届出)</p> <p>7. 28 上野・熊谷間鉄道仮開業</p>	<p>1. 12 オーストリア、郵便貯金局設置(世界最初の郵便振替貯金制度開始)</p> <p>1. 25 英国、公定歩合引下げ、5→4%(2月15日3.5%、3月1日3%、5月10日4%、9月13日3.5%、27日3%)</p> <p>2. 14 ドイツ、ベルリンに手形交換所開設</p> <p>3. 2 国際工業所有権保護同盟成立</p> <p>3. 14 マルクス、ロンドンで死去</p> <p>8. 25 フランス、ベトナムとユエ条約調印(一部を保護領とする)</p>		<p>(初代)</p> <p>松 吉</p> <p>方 原</p> <p>正 重</p> <p>義 俊</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治16年 (1883年)	10. 2 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 2厘引下げ、2銭2厘) 10. 3 損傷政府紙幣の交換事務取扱開始 10.19 松方大蔵卿、「兌換銀行券条例發布ノ議」 を上申 11. 1 大蔵卿、公定歩合変更につき届出制によ ることを認める 11. 8 銀行札支消掛を廃止し銀行紙幣支消部 を設置 11.29 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 1厘引下げ、2銭1厘)、定期貸利子中公債 担保と金銀通貨担保の区分を廃止 12.10 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 1厘引下げ、2銭) 12.10 日本銀行株主などに対する個人取引開始 12.10 封緘品並披封保護預取扱開始	12.26 政府、損傷国立銀行紙幣引換手続を許可 12.28 中山道鉄道公債証券条例・金札引換無記 名公債証券条例各公布
明治17年 (1884年)	1.23 中山道鉄道公債・金札引換無記名公債に 関する事務を命じられる 1.26 郵便為換過超金振替順序改正公布(3月 1日から国庫金取扱所において郵便為替過 超金を受入れる) 2. 1 関税金取扱いのため蔵原・赤間関に関税 部国庫金取扱所(代理店)を開設 2. 一 国立銀行紙幣の合同消却開始  3. 1 国庫金取扱所において損傷政府紙幣の 交換開始  4.26 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 2厘引下げ、1銭8厘) 5.26 兌換銀行券条例公布(7月1日施行、銀 貨兌換とし券種は一・五・十・二十・五十・ 百・二百円の7種) 6.10 当座勘定貸取引開始(当座貸越利子年 8%)  7. 3 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、2銭) 7. 4 大蔵卿から兌換銀行券発行手続命令書 を受ける(発行高を200万円と定め、相当の 準備銀貨を置き引換準備にあてる) 7.15 横浜正金銀行に横浜港における兌換券 交換事務を委託	2. 1 大蔵卿、東京商工会に対し手形取引拡充 策を諮問(9月26日復申書提出) 2.13 政府、第一国立銀行に上海のテール銀、 朝鮮の砂金買入れを命じる 2.24 第一国立銀行、朝鮮政府と海関税取扱い につき約定  5. 3 東洋銀行(英系)横浜支店閉店  7. 3 京都株式取引所設立許可 7. 一 歳入余剰金による政府紙幣直接消却を 廃止

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日 本 銀 行 裁
<p>10.11 東京商法会議所解散(11月20日東京商工会設立)</p> <p>11.28 鹿鳴館開館</p>				(初代)
<p>1. 4 官吏恩給令を定め、太政官に恩給局を置く</p> <p>3.15 地租条例制定(6年7月28日地租改正条例廃止)</p> <p>3.25 質屋取締条例公布(5月15日施行)</p> <p>5. 1 証券印税規則公布(7月1日施行)</p> <p>6. 7 商標条例公布(10月1日施行)</p> <p>7. 6 工部省、長崎造船所を廃止、郵便汽船三菱会社へ貸下げ(長崎造船所となり、20年6月払下げ)</p> <p>7. 7 華族令制定(公・侯・伯・子・男の5爵に分ける)</p> <p>7. 8 工部省、浅野総一郎に貸下げのセメント工場を払下げ</p>	<p>1. 1 イタリア、銀行券兌換再開</p> <p>2. 7 英国、公定歩合引上げ、3→3.5%(3月13日3%、4月3日2.5%、6月19日2%、10月9日3%、30日4%、11月6日5%)</p> <p>3.21 フランス、労働組合法施行(労働組合を合法化)</p> <p>3.一 米国最高裁、政府紙幣の発行と法貨としての地位を是認</p> <p>5. 5 ニューヨークに金融恐慌発生</p> <p>6.23 清仏戦争はじまる(ハノイ北方で両軍衝突)</p> <p>6.26 朝鮮・イタリア間、修好条約調印(7月7日朝鮮・ロシア間も条約調印)</p>	松	方	吉 原 重 俊

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治17年 (1884年)	7.18 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 1厘引上げ、2銭1厘) 8.12 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 1厘引上げ、2銭2厘) 9. 1 政府当座預金取扱い開始 10.一 大阪支店、一時割引を中止(大阪地方金 融逼迫し日本銀行信用依存傾向が強まった ため) 11.19 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、2銭4厘) 12.一 大阪支店、東京第三国立銀行支店ほか16 行に対し特別融通を実施	8.11 横浜正金銀行ロンドン出張所を支店と し、外債元利金支払事務を許可(ロンドン支 店開業は12月1日) 9.11 横浜正金銀行に英国からの政府関係為 替回金および正貨現送の取扱いを許可 9.20 大蔵省証券条例公布 10.28 会計年度を改正(19年度以降4月1日か ら起算、従来は7月1日から起算) 11.一 このころから18年1月にかけて銀行閉 鎖続出
明治18年 (1885年)	1.19 兌換銀行券発行処務規定を制定 1.27 大蔵卿から旧金銀貨幣の買上げを命じ られる 2. 1 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、2銭6厘) 2.20 政府所有日本銀行株式を帝室資産に変 更(株金500万円) 4. 2 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 2厘引下げ、2銭4厘) 4.17 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 1厘引下げ、2銭3厘) 4.一 政府御用定期貸150万円貸上げ 5. 6 兌換銀行券発行高制限200万円を廃し、 大蔵卿の指定によることとする 5. 9 兌換銀行券(銀貨兌換)の発行を開始(発 行極度額500万円、まず十円券を発行、事実 上の銀本位制度) 5. 9 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 1厘引下げ、2銭2厘) 5.13 定期貸抵当品拡張 6. 1 コルレスボンデンス利子を約定方法に より年4回改定するものと年2回改定する ものとの区分 6.16 大蔵卿から預金局預金運用取扱方命令 を達せられる 8. 6 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合	1. 1 郵便貯金金利引下げ(7.2%→6%) 4.20 本邦から海外への官金回送をすべて横 浜正金銀行に取扱わせることとする 5.13 松方大蔵卿、明治19年1月から政府紙幣 の正貨兌換に着手し、兌換事務は日本銀行 に取扱わせる旨建議 5.30 預金規則公布(大蔵省に預金局を設置し 駅逓局貯金・官庁積立金等を取扱う) 6. 6 政府発行紙幣を明治19年1月から漸次 銀貨に交換消却する旨を布告

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>10.29 自由党解党 10.31 秩父事件おこる</p> <p>11.29 同業組合準則公布</p> <p>12. 4 朝鮮事件(甲申事変)おこる</p>				(初代)
<p>1. 6 国道の等級を廃止(国道基準を幅7間&lt;約12.6m&gt;以上とする)</p> <p>3. 1 日本鉄道山手線品川・赤羽間開通</p> <p>3.16 歳入出子算条規制定(19年度から施行)</p> <p>4.18 朝鮮事件に関する日清条約(天津条約)調印</p> <p>4.18 専売特許条例公布(7月1日施行、8月14日はじめて7件の特許を認める)</p> <p>5. 8 醤油税則・菓子税則公布(7月1日施行)</p>	<p>1.29 英国、公定歩合引下げ、5→4%(3月19日3.5%、5月7日3%、14日2.5%、28日2%、11月12日3%、12月17日4%)</p> <p>6. 9 清国・フランス間、天津議和条約調印</p> <p>7. 6 清国・英国間、阿片協定調印</p>		<p>松 方 正 義</p>	<p>吉 原 重 俊</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治18年 (1885年)	<p>2 厘引下げ、2 銭)</p> <p>8.10 保証品(生糸)付手形の特種割引開始</p> <p>8.25 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1 厘引下げ、1 銭9 厘)</p> <p>8.一 兌換銀行券の発行準備に公債を追加</p> <p>9. 8 兌換銀行券発行極度を600万円に増額し、百円・一円兌換銀券を発行</p> <p>11.10 大蔵卿から紙幣交換手続を達せられる(政府紙幣交換のため交換基金を下付)</p> <p>12.28 兌換銀行券発行極度を700万円に増額</p>	<p>10. 1 郵便電信為替・小為替制度実施</p> <p>11.28 東京・大阪・横浜・神戸各株式取引所における金銀貨幣定期取引を明治19年1月以降禁止する旨を布告</p>
明治19年 (1886年)	<p>1. 4 五円兌換銀券を発行</p> <p>1. 4 政府紙幣の銀貨兌換事務取扱い開始</p> <p>2. 1 兌換銀行券発行極度を900万円に増額</p> <p>2.25 国庫局に国債課を設置</p> <p>2.一 文書局に統計係を置き一般統計事務を開始</p> <p>3. 4 兌換銀行券発行極度を2000万円に増額</p> <p>3. 4 当座預金残高が6 か月2000円以上のものに対し利子を付することとする</p> <p>3. 6 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1 厘引下げ、1 銭8 厘)</p> <p>4. 7 大蔵大臣から金銀地金並正貨交換手続を達せられる(15日から実施)</p> <p>4. 9 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1 厘引下げ、1 銭7 厘)</p> <p>4.一 兌換銀行券発行準備に金貨を加える</p> <p>5. 3 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1 厘引下げ、1 銭6 厘)</p> <p>5.13 第一国立銀行と朝鮮砂金・中国銀買入れに関し約定締結</p>	<p>1.25 横浜正金銀行の御用為替取扱い期限を明治22年3月末まで延長</p> <p>3. 8 歳入歳出納規則公布</p> <p>3.18 名古屋株式取引所設立許可(開業後、明治22年12月12日に解散)</p> <p>3.27 横浜正金銀行、ニューヨーク・パリから本邦またはロンドンへの回金事務を命じられる</p> <p>4.22 地方に便宜郵便受取所・駅逓局貯金預所を置く</p> <p>5. 1 郵便貯金金利引下げ(6%→5.4%)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>9.29 日本郵船会社設立許可(郵便汽船と共同運輸の合併)</p> <p>10.20 メートル法条約に加入調印</p> <p>12.22 内閣制度確立(太政大臣・左右大臣・参議・各省卿の職制を廃止、内閣総理大臣および宮内・外務・内務・大蔵・陸軍・海軍・司法・文部・農商務・逓信の諸大臣を置き、宮内を除き内閣とする)</p> <p>12.22 逓信省設置、工部省廃止</p> <p>12.22 参事院廃止</p> <p>12.22 第1次伊藤博文内閣成立</p> <p>12.23 内閣に法制局設置</p> <p>12.28 内閣に統計局設置(統計院廃止)</p>	<p>— 清国、銀流出防止のためアヘン製造公認</p>	<p>12.22</p>	<p>12.22</p>	<p>松方正義 (初代) 吉原重俊</p>
<p>1.26 北海道3県を廃し、北海道庁を置く</p> <p>1.28 ハワイとの間に渡航条約調印</p> <p>2.26 公文式公布</p> <p>2.27 各省の官制きまる(大臣以下の職務権限規定)</p> <p>3.26 税関官制公布</p> <p>4.10 小学校令・中学校令・師範学校令公布</p> <p>4.17 会計検査院官制公布</p> <p>4.17 造幣局・印刷局官制公布</p> <p>4.28 兵庫造船所を川崎正蔵に払下げ</p> <p>4.29 日米犯罪人引渡条約調印</p> <p>5.5 裁判所官制公布</p>	<p>1.1 英国、ビルマ併合(植民地とする)</p> <p>1.21 英国、公定歩合引下げ、4→3%(2月18日2%、5月6日3%、6月10日2.5%、8月26日3.5%、10月21日4%、12月16日5%)</p> <p>4.25 清国・フランス間、安南通商条約調印</p> <p>5.1 米国各地にスト発生(8時間労働を要求)</p>	<p>伊藤博文 (第一次)</p>	<p>松方正義</p>	<p>吉原重俊</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治19年 (1886年)	5.26 陸軍兵器製造費として政府貸上げにつき約定 5.28 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭5厘) 6.16 大蔵大臣から海軍公債事務取扱いを命じられる 6.22 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘5毛引下げ、1銭3厘5毛) 7. 5 大蔵省証券の発行・元利金支払い事務を命じられる 7. 8 11月1日以降諸記名公債の元利払い事務をすべて日本銀行または同代理店において取扱わせる旨の省令公布 7.12 十銭紙幣交換手続省令公布 8.一 兌換銀行券発行準備に金塊を加える 9. 1 呉と佐世保に現金支払所設置開業(呉は三井銀行、佐世保は第十八国立銀行へ代理委託、国庫金支払事務取扱いのはじめ) 10.14 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘5毛引上げ、1銭5厘) 10.19 大蔵大臣から整理公債事務の取扱いを命じられる 10.22 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭6厘)	6.15 海軍公債証書条例公布 6.23 損傷国立銀行紙幣の政府紙幣との交換を停止(以後銀行局において銀行紙幣と交換することとなる) 7.10 十銭紙幣を明治20年6月30日限り通用禁止する旨の勅令公布 9. 1 郵便貯金金利引下げ(5.4%→4.2%) 10.16 整理公債条例公布(6分利以上の公債を5分利に借換え、1億7500万円)
明治20年 (1887年)	1.24 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭5厘) 2.10 仮皇居造営費として対政府貸上げを約定(4月以降実施) 2.19 株主総会で増資決定(1000万円→2000万円、3月15日許可告示) 4. 1 国庫金出納所を設置(国庫金取扱所および現金支払所を廃止) 5.23 諸官省建築費として対政府貸上げを約定(7月以降実施) 5.30 朝鮮における政府十銭紙幣交換事務を第一国立銀行に委託 7. 1 コルレスポンデンス利子を年4回改定方式に1本化	3. 1 政府、横浜正金銀行へ英貨50万ポンドの預入を決定(ロンドンでの本邦向輸入荷為替取扱い資金として期間1年、年2.5%以内) 4. 1 駅運局貯金を郵便貯金と改称(駅運局貯金預所を郵便貯金預所と改称) 5. 5 銀行集会所同盟銀行、鹿鳴館において兌換制度確立の祝賀会を開催 7. 7 横浜正金銀行条例公布

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>6. 5 国際赤十字条約に加盟</p> <p>7.19 中山道鉄道敷設を中止し、東海道を着工</p> <p>7.20 地方官官制公布(府知事・県令の名称を知事に統一)</p> <p>8.13 登記法公布(20年2月1日施行)</p>	<p>6. 4 朝鮮・フランス間、修好条約調印</p> <p>9.20 英国、金銀比価変動の原因と影響調査のための委員会設置</p>			(初代)
<p>1.22 東京電灯会社、鹿鳴館で白熱電灯を点灯(電灯営業のはじめ)</p> <p>3.23 所得税法公布(5月5日同法施行細則公布、7月1日施行)</p> <p>5.14 取引所条例公布(米商会所条例・株式取引所条例は取引所等の営業満期到来をもって廃止、9月1日施行)</p> <p>5.17 私設鉄道条例公布(19年～22年ごろ鉄道会社の設立相次ぐ)</p> <p>6. 7 長崎造船所を三菱社に払下げ</p>	<p>2. 3 英国、公定歩合引下げ、5→4%(3月10日3.5%、24日3%、4月14日2.5%、28日2%、8月4日3%、9月1日4%)</p> <p>4. 4 英国、第1回植民地会議開催(17日まで)</p> <p>4.17 清国、ドイツからはじめて借款をうける(500万マルク)</p>	伊藤博文 (第一次)	松方正義	吉原重俊

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治20年 (1887年)	<p>12.19 吉原総裁病没</p>	<p>9.7 政府、横浜正金銀行に対し為替資金預入を承認(ニューヨーク50万ドル、パリ150万フラン)</p> <p>12.1 東京手形取引所の付属機関として東京手形交換所設立(東京で手形交換開始、24年3月1日東京交換所となる)</p>
明治21年 (1888年)	<p>1.4 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>2.21 第2代総裁に富田鉄之助が就任</p> <p>3.10 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭5厘)</p> <p>3.31 政府からの委託による金銀地金・貨幣の買上げ中止を達せられる(以後日本銀行勘定により買入れ)</p> <p>5.11 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>6.2 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭7厘)</p> <p>8.1 兌換銀行券条例中改正公布(保証発行屈伸制限制度採用、①発行高と同額の金銀貨・地金の引換準備②保証発行限度7000万円、確実な証券・商業手形を保証とする③2200万円を政府紙幣消却のため政府へ貸上げ④大蔵大臣の許可を得て制限外発行ができる)</p> <p>8.8 銀券局設置(文書局銀券発行部が独立)</p> <p>8.24 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭8厘)</p> <p>9.14 鉄道建設資金として対政府貸上げを約定</p> <p>9.20 横浜正金銀行と業務区分・相互協調に関し約定締結(横浜正金銀行の外国為替業務支援のため同行へ低利融資)</p> <p>9.29 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合5毛引上げ、1銭8厘5毛)</p>	<p>5.一 九州銀行同盟会、大蔵大臣に銀行紙幣の消却延期を建議</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>8. 8 気象台・測候所条例公布(東京に中央気象台、地方に地方測候所を置く)</p> <p>12.26 保安条例公布施行</p>	<p>10.17 仏領インドシナ連邦成立</p>	伊藤	藤	(初代) 吉原重俊
<p>1. 4 時事通信社創立(最初の通信社)</p> <p>1. 4 山陽鉄道会社創立</p> <p>4.25 市制・町村制公布(22年4月1日施行)</p> <p>4.30 枢密院官制公布(枢密院議長に伊藤博文を任命し、首相の任を解く)</p> <p>4.30 黒田清隆内閣成立</p> <p>6.27 九州鉄道会社創立</p> <p>8.18 三井鉱山を三井組に私下げ</p>	<p>1.12 英国、公定歩合引下げ、4→3.5%(19日3%、2月16日2.5%、3月15日2%、5月10日3%、6月7日2.5%、8月9日3%、9月13日4%、10月4日5%)</p> <p>10.29 スエズ運河条約調印(英・仏・独・伊)</p>	博文 (第一次)	松方 正義	2.21 (第二代) 富田鉄之助

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治21年 (1888年)	11.13 大蔵大臣から国債事務の日本銀行集中を達せられる(12月25日までに各府県から引継ぎ)  12. 3 兌換銀券改造五円券を発行	11. 7 諸公債証書条例中各項の改正削除および元金償還その他取扱手続等変更の件公布(22年1月1日施行、上記諸般の取扱いは整理公債条例によることとする) 11.12 加島銀行設立 11.24 旧金銀貨の新貨との交換を12月31日限り廃止する旨の省令公布
明治22年 (1889年)	1. 4 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合5毛引下げ、1銭8厘)  2. 1 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合5毛引下げ、1銭7厘5毛) 2.19 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭6厘5毛)  5. 1 兌換銀券改造一円券を発行 5. 8 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭7厘5毛) 6. 1 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合5毛引上げ、1銭8厘) 6. 7 松方蔵相、日本銀行重役会に臨席し横浜正金銀行所有の外国為替手形再割引ならびに責任代理店開設につき告諭 7.12 富田総裁、蔵相告諭に不同意の意見書「奉答卑見」を提出 7.30 富田総裁、再度蔵相に意見書「為替方法案」を提出 8.19 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合5毛引上げ、1銭8厘5毛) 9. 3 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合5毛引上げ、1銭9厘) 9. 3 富田総裁辞任、第3代総裁に川田小一郎が就任 10.12 横浜正金銀行と外国為替手形再割引ならびに銀塊・メキシコ銀輸入に関し契約を締結(前年9月20日の約定廃止) 10.24 鎖店銀行紙幣交換事務を命じられる 12.12 金庫規則公布(23年4月1日施行、国庫金の出納保管は金庫が取扱うことと金庫	1.29 鉄道費補充公債条例公布 1.一 名古屋銀行協和会、名古屋同盟銀行集会所と改称  2. 6 横浜正金銀行条例中改正公布(6月1日施行、政府の監督権強化) 2.11 会計法公布(23年4月1日施行)  3.31 横浜正金銀行の御用為替取扱い廃止(期限満了)  5. 1 会計規則公布(23年4月1日施行)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>12.20 特許条例・意匠条例・商標条例公布(22年2月1日施行、専売特許条例廃止)</p>	<p>など9か国参加)</p> <p>— イタリア、貯蓄銀行法公布</p>			
<p>1.22 改正徴兵令公布(国民皆兵主義を徹底)</p> <p>2. 2 市制施行地指定(東京ほか35市)</p> <p>2.11 大日本帝国憲法発布</p> <p>2.11 議院法・衆議院議員選挙法・貴族院令・大赦令公布</p> <p>3.14 国税徴収法公布(4月1日施行)</p> <p>3.23 東京・大阪・京都の市制特例公布</p> <p>3.23 地券廃止公布、土地台帳規則公布</p> <p>5.10 会計検査院法公布</p> <p>7. 1 東海道線新橋・神戸間全通</p> <p>7.31 特別輸出港規則公布</p> <p>7.31 土地収用法公布</p> <p>9.27 地租代米納廃止公布</p> <p>10.24 黒田首相辞任(25日、三条内大臣首相兼務)</p> <p>12.24 第1次山県有朋内閣成立</p> <p>12.24 内閣官制公布</p>	<p>1.10 英国、公定歩合引下げ、5→4%(24日3.5%、31日3%、4月18日2.5%、8月8日3%、29日4%、9月26日5%、12月30日6%)</p> <p>7.14 パリで国際労働者大会開催(第2インターナショナル成立)</p> <p>8. 7 ロシア、郵便貯金制度実施</p> <p>9.11 パリで第3回国際通貨会議開催</p>	<p>黒 田 清 隆</p>	<p>松 方 正 義</p>	<p>(第二代) 富 田 鉄 之 助</p> <p>9.3 (第三代) 川 田 小 一 郎</p>
		<p>12.24 山 県</p>		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治22年 (1889年)	事務を日本銀行に取扱わせる、東京に中央金庫、府県に本・支金庫を置く)	
明治23年 (1890年)	<p>1.20 機構改編(従来の7局を廃止し改めて金庫・銀券・国庫・営業・文書・株式・計算の7局を設置)</p> <p>2.26 初の制限外発行認可(限度額500万円、発行税率5%、期間5か月、3月3日から発行)</p> <p>3.15 銀行・会社の当座預金に付利を決定(4月23日実施、日歩5厘)</p> <p>4. 1 金庫事務の取扱いを開始(国庫金出納所廃止)</p> <p>4. 1 公債事務を国庫事務取扱店から分離し、新たに90か所に国債事務取扱代理店を設置</p> <p>5. 8 株券担保付手形割引開始を上申、即日認可</p> <p>5.17 兌換銀行券条例中改正公布(保証発行限度拡大7000万円→8500万円など)</p> <p>5.20 担保品付手形割引開始(当所商業手形と同一割引歩合)</p> <p>5.22 政府から下付の国庫金取扱費の漸減(31年度以降打ち切り)を達せられる</p> <p>6.14 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭7厘)、定期貸利子を年利建てから日歩建てに変更</p> <p>6.23 貨幣鑄造に要する地金買入の件公布(買入れ事務の取扱いは日本銀行と規定)</p>	<p>3. 1 通用禁止貨幣紙幣の引換に関する件公布(通用禁止後5年、ただし十銭紙幣は3年を期限とする)</p> <p>3. 1 整理公債に関する特別会計設置の件公布(23年度から施行)</p> <p>3.18 作業会計法、官設鉄道会計法、中央備荒儲蓄金・預金局預金・郵便貯金預貯金・郵便為替金を特別会計とする法律を各公布(いずれも23年度から施行)</p> <p>3.28 紙幣交換基金特別会計法・鎖店銀行紙幣交換基金特別会計法各公布(4月1日施行)</p> <p>4.11 東京同盟銀行、日本銀行に担保品の拡張を要望することを決議</p> <p>4.15 大阪出張中の松方蔵相と川田日本銀行総裁、東京から財界首脳を招集して関西地方の金融対策を協議</p> <p>7. 1 郵便為替貯金局官制公布</p>



年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治23年 (1890年)	<p>8. 9 日本銀行条例中改正公布(理事・監事、株主総会に関する条項の改正)</p> <p>9. 12 兌換銀券改造十円券を発行</p> <p>10. 20 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭8厘)、定期貸利子と担保品付手形割引歩合を統合</p> <p>10. 30 政府紙幣消却のための対政府貸付(2200万円)を実行</p> <p>10. 一 「統計月報」第1号を作成</p> <p>11. 13 金庫をして大蔵省預金局の金銭および証券を取扱わせうる旨の勅令公布</p>	<p>8. 9 商法により発行する株式会社債券に関する法律公布</p> <p>8. 13 郵便貯金条例公布</p> <p>8. 25 銀行条例・貯蓄銀行条例各公布(いずれも24年1月1日施行予定のところ商法施行の延期に伴い26年7月1日に延期)</p> <p>9. 12 東京同盟銀行、紙幣消却期限延長案を大蔵省に提出</p>
明治24年 (1891年)	<p>2. 14 田口卯吉、日本銀行の兌換券発行利益問題に関する論文を発表(以後、日本銀行課税論が活発化)</p> <p>3. 2 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭)</p> <p>3. 2 日本銀行、東京交換所に客員参加(手形交換所の当座勘定振替決済開始)</p> <p>4. 1 岐阜・和歌山出張所開設(岐阜は明治25年3月末、和歌山は同27年3月末廃止)</p> <p>5. 6 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭8厘)</p> <p>5. 14 横浜正金銀行に当座貸越約定(当初限度200万円、年2%)を認める</p>	<p>3. 1 東京交換所設立(従来の東京手形交換所は廃止)</p> <p>5. 30 久次米銀行(徳島)、預金取付けにより臨時休業</p>

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>7.22 官有地特別処分規則公布 7.25 集会及び政社法公布(政治集会・政治結社に対する取締り強化) 7.26 供託規則公布 8.7 電信線電話線建設条例公布(11月1日施行)</p> <p>9.6 鉄道庁官制公布 9.8 税関法・税関規則公布(11月1日施行) 9.12 商業会議所条例公布(18日、同条例施行規則公布) 9.26 鉱業条例公布(25年6月1日施行) 10.1 府県税徴収法公布(24年度から施行) 10.7 刑事訴訟法公布(11月1日施行) 10.20 元老院廃止</p> <p>10.30 教育に関する勅語発布 11.25 第1回通常議会議召集(11月29日開会) 11.29 大日本帝国憲法施行</p>	<p>9.16 パリで国際通商会議開催(30日まで)</p> <p>10.1 米國、マッキンレー関税法制定</p> <p>11.10 米國、恐慌発生(銀行および株式仲買人の破綻続出) — アルゼンチン・メキシコ・ウルグアイ等に恐慌波及 — カナダ、銀行法公布 — ロシア、保護関税法公布</p>	山 松 川 泉 方 田 有 正 小 朋 (第一次)	川 田 小 一 郎	(第三代)
<p>1.12 東京・大阪両商業会議所の設立認可(東京商工会は8月31日解散)</p> <p>3.24 度量衡法公布(26年1月1日施行)</p> <p>4.9 山県首相辞表提出</p> <p>5.6 第1次松方正義内閣成立 5.11 大津事件おこる(ロシア皇太子遭難)</p>	<p>1.8 英國、公定歩合引下げ、5→4%(22日3.5%、29日3%、4月16日3.5%、5月7日4%、14日5%、6月4日4%、18日3%、7月2日2.5%、9月24日3%、10月29日4%、12月10日3.5%)</p> <p>3.29 ロシア、シベリア鉄道建設の詔勅発布</p> <p>4.1 パリ・ロンドン間電話開通</p>	朋 (第一次)	義	川 田 小 一 郎
			5.6 松方正義 (第一次)	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治24年 (1891年)	<p>7. 6 川田総裁、銀行不安の風説に対し銀行間の団結と相互援助を説き、日本銀行も支援する旨言明</p> <p>7.21 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭7厘)</p> <p>11.15 兌換銀券改造百円券を発行</p> <p>12.一 日本銀行課税論に対処し「日本銀行業務概略」を発表</p>	<p>6.19 第六国立銀行(福島)、東京米商会所の営業保証金費消事件により営業停止命令を受ける</p> <p>6.24 東京銀行集会所、蔵相に銀行条例修正案(小銀行乱設防止)を建議(不採用)</p> <p>7.一 銀行に対する不安感広がる(三井・第一国立両行に対する憶測記事も掲載される)</p> <p>8.14 第四十六国立銀行(名古屋)営業停止</p> <p>10. 2 東京市、東京市公債条例を公布</p> <p>10. 3 大阪市、大阪市水道公債条例を公布</p>
明治25年 (1892年)	<p>2. 1 他所払いの保証小切手制度実施</p> <p>11.22 手形割引担保品拡張認可と同時に担保品付手形割引の漸次廃止を指令される</p> <p>11.22 定期貸抵当品に地方債(東京市債)を追加</p> <p>11.24 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭6厘)</p> <p>12. 1 当座預金残高10万円超の付利廃止</p> <p>12.13 議会で日本銀行課税法案が提出される</p>	<p>7.一 掛川信用組合設立(最初の信用組合といわれる)</p> <p>8.15 中山道鉄道公債の償還完了</p> <p>10.31 起業公債の償還完了</p>



年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治25年 (1892年)	(審議未了)	
明治26年 (1893年)	<p>3.23 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 2厘引下げ、1銭4厘)</p> <p>4. 1 札幌・函館・根室出張所開設、同時に北海道内16か所に派出所を開設(派出所は明治39年5月までに廃止)</p> <p>4. 1 当座預金の付利全廃</p> <p>5.31 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合 1厘引下げ、1銭3厘)</p> <p>9. 1 計算局廃止(文書局に統合)</p> <p>9. 2 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、1銭5厘)</p> <p>10. 1 西部支店開設(取りあえず赤間関市&lt;現在の下関市&gt;に設置、明治31年10月福岡県門司町に移転)</p> <p>11.21 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、1銭7厘)</p>	<p>1.18 鉄道公債会計法・官設鉄道用品資金会計法各公布(いずれも27年度から施行)</p> <p>4. 1 鉄道公債第1回募集告示</p> <p>5. 1 銀行条例施行細則・貯蓄銀行条例施行細則各公布</p> <p>7. 1 銀行条例・貯蓄銀行条例各施行</p> <p>7.22 取引所の資本金・営業保証金・株式手数料・積立金及売買取引の方法に関する規程並仲買人免許料金額の件公布</p> <p>10.16 貨幣制度調査会規則公布</p> <p>12.18 名古屋株式取引所設立</p>
明治27年 (1894年)	<p>1.22 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 1厘引上げ、1銭8厘)</p> <p>2. 8 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合</p>	

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3. 4 取引所法公布(10月1日施行、同法施行規則・取引所令7月22日公布、米商会所条例・株式取引所条例廃止)</p> <p>4.14 出版法・版權法公布</p> <p>4.21 酒精營業税法公布(7月1日施行)</p> <p>8.12 「君が代」を国歌に制定</p> <p>9. 9 各地株式取引所・米穀取引所、株式会社に改組し取引所法による指定をうける(東京株式取引所の指定は16日)</p> <p>9.10 富岡製糸場、三井高広に払下げ</p> <p>10.31 外交官及領事官官制改正(試験任用制度を創設)</p> <p>12.23 日本紡績会社設立認可(29年1月開業)</p> <p>12.30 衆議院解散</p>	<p>1.14 ハワイでクーデター発生(1月17日臨時政府が樹立され王制廃止を宣言、米国の保護領となる)</p> <p>1.26 英国、公定歩合引下げ、3→2.5%(5月4日3%、11日3.5%、18日4%、6月8日3%、15日2.5%、8月3日3%、10日4%、24日5%、9月14日4%、21日3.5%、10月5日3%)</p> <p>4.一 オーストラリア、金融恐慌により銀行破綻続出</p> <p>6.26 インド、金為替本位制採用(銀貨の自由鑄造禁止)</p> <p>7.一 米国、株価大暴落、恐慌発生(銀行閉鎖多数)</p> <p>8.一 イタリア王国銀行、国立トスカナ銀行・トスカナ信用銀行を合併、イタリア銀行となる</p> <p>10. 1 米国、シャーマン銀買上法廃止</p> <p>10.一 ラテン通貨同盟会議、加盟国内流通のイタリア銀貨引上げを決議</p> <p>— イタリア、年末金融恐慌発生(ローマ銀行解散、発券銀行はイタリア・ナポリ・シチリアの3行となる)</p>	<p>伊 渡 川</p> <p>藤 辺 田</p> <p>博 国 小</p> <p>文 武 一 郎</p> <p>(第二次)</p>	<p>(第三代)</p>	<p>(第三代)</p>
	<p>1. 4 露仏同盟成立</p> <p>2. 1 英国、公定歩合引下げ、3→2.5%</p>			

年号	日本銀行	金融一般
<p>明治27年 (1894年)</p>	<p>1 厘引上げ、1 銭 9 厘)</p> <p>4. 1 京都出張所開設</p> <p>6. 12 国庫金出納上一時貸借に関する法律公布</p> <p>6. 19 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 1 厘引上げ、2 銭)</p> <p>7. 26 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 1 厘引上げ、2 銭 1 厘)</p> <p>10. 12 対政府一時貸借による貸上げ950万円の契約締結(28年末までの累計5300万円)</p> <p>11. 14 軍費調達のための政府貸上げの指令を受ける(28年 2 月まで累計2000万円実行)</p> <p>11. 19 予告なく行う政府貸上げの極度額を100万円と定める</p> <p>11. 30 日本銀行保有正貨準備の金貨価格引上げ(100円につき130円を170円に、12月15日180円、17日190円)</p>	<p>3. 27 近江銀行設立</p> <p>8. 14 朝鮮事件費に関する財政処分勅令公布(戦費調達のため特別会計資金の繰替え使用・借入金・公債発行を認める)</p> <p>8. 16 軍事公債条例公布(17日第 1 回軍事公債 3000万円の募集を告示)</p> <p>10. 24 臨時軍事費特別会計法公布</p> <p>10. 24 軍費支弁のため 1 億円を限度として公債発行・借入金を認める旨の法律公布(11月 22 日第 2 回軍事公債5000万円の募集を告示)</p> <p>12. 8 政府、軍用切符及徴発証票発行方法を定める</p>
<p>明治28年 (1895年)</p>	<p>3. 2 貴族院、日本銀行課税法案ならびに日本銀行条例中改正法律案を否決、廃案となる</p> <p>3. 20 政府の命により対朝鮮政府借款(300万円)を締結</p>	<p>2. 13 銀行条例改正法律公布(大口貸出規制条項を削除)</p> <p>3. 4 軍費支弁のため公債発行・借入金を認める旨の法律公布</p> <p>3. 16 鎖店銀行紙幣交換基金特別会計法の一部改正公布(営業満期国立銀行にも適用、4月 1 日施行)</p> <p>3. 16 貯蓄銀行条例中改正公布(資金運用上の制限を廃止し、貯金払戻し担保として預入する金額の制限を緩和、以後貯蓄銀行の設立急増)</p> <p>4. 5 通貨及証券模造取締法公布</p> <p>4. 20 紀陽貯蓄銀行設立(現紀陽銀行)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3. 1 第 3 回衆議院議員総選挙</p> <p>6. 2 政府、清国の朝鮮出兵に対抗して朝鮮派兵を決定</p> <p>6. 2 議会解散</p> <p>6.10 神戸・広島間鉄道開通</p> <p>7.16 日英通商航海条約調印</p> <p>8. 1 清国に対し宣戦布告(日清戦争、28年3月30日休戦調印)</p> <p>9. 1 第 4 回衆議院議員総選挙</p> <p>9.17 日清戦争黄海海戦</p> <p>10. 1 東京商品取引所開業(41年12月1日東京米穀商品取引所に吸収)</p> <p>11.12 日米通商航海条約調印</p> <p>12. 1 第 1 回全国農事大会開催(43年まで毎年開催)</p> <p>12. 1 日伊通商航海条約調印</p>	<p>(22日2%)</p> <p>2.10 独露通商条約調印</p> <p>2.15 朝鮮、東学党の乱発生</p> <p>7. 4 ハワイ共和国成立宣言(8月7日米国承認)</p> <p>8. 7 英国、日清戦争に中立を宣言(8月9日ロシアも)</p> <p>— イタリア、銀行破綻続出、政府紙幣の兌換停止</p>	伊藤博文	渡辺武	(第三代) 川田小一郎
<p>2. 1 京都電気鉄道開業(電気鉄道のはじまり)</p> <p>3.13 質屋取締法公布(9月1日施行、質屋取締条例廃止)</p> <p>4.17 日清講和条約調印</p> <p>4.23 露・独・仏3か国、日本に対し遼東半</p>			3.17 松方正義	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<b>明治28年 (1895年)</b>	<p>7.10 函館出張所を北海道支店に昇格、同時に根室出張所を派出所にする(根室派出所は明治31年末廃止)</p> <p>7.12 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭9厘)</p> <p>8.17 臨時株主総会で増資を決議(2000万円→3000万円)</p> <p>11.14 軍費調達のための政府貸上げを実行(29年4月まで計2000万円に及ぶ)</p> <p>12.12 政府から「預ヶ合ニ関スル命令書」を受ける</p> <p>12.25 清国賠償金はすべて日本銀行寄託となり政府から寄託預金事務取扱いを命じられる</p>	<p>5.2 増田銀行設立(現羽後銀行)</p> <p>7.3 貨幣制度調査会、大蔵大臣に調査報告書を提出</p> <p>8.31 足利銀行設立</p> <p>9.7 三菱合資会社銀行部設立認可(10月16日開業)</p> <p>9.18 住友銀行設立認可(住友吉左衛門の個人経営、11月1日開業)</p> <p>10.16 明治27・28年戦役の一時賜金交付のため第3回軍事公債を特別発行(33年10月までに992万円)</p> <p>10.19 根方銀行開業(資蓄会を改組、現駿河銀行)</p> <p>10.31 清国賠償金第1回分5000万両(7400万円)受領(賠償総額は遼東半島還付報償金を含め3800万ポンド=3億6400万円、在外正貨のはじまり)</p> <p>11.15 四日市銀行設立(現三重銀行)</p> <p>12.5 貨幣制度調査会廃止</p>
<b>明治29年 (1896年)</b>	<p>1.11 政府、清国賠償金のうち100万ポンドを日本銀行に交付し、同行がこれを本邦に取寄せるよう命じる(国内正貨減少対策、5月まで累計500万ポンド交付)</p> <p>2.6 清国賠償金取扱いに関し、横浜正金銀行ロンドン支店を代理店とする旨の約定締結</p> <p>2.28 政府から国債証券買入銷却法に基づく債券買入れの取扱いを委託される</p> <p>3.4 日本銀行課税法案・日本銀行条例中改正法律案が再び議会で提出される(審議未了)</p>	<p>1.9 政府、戦後財政10年計画を議会で提出</p> <p>2.21 国債証券買入銷却法公布</p> <p>3.4 第3回軍事公債1000万円募集告示(応募低調、償金特別会計資金で500万円、日本銀行で350万円買入れ)</p> <p>3.5 償金特別会計法公布</p> <p>3.9 国立銀行券の通用期限を明治32年12月9日と定め、引換期間をその翌日から満5</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日本銀行裁
<p>島を清国に還付するよう勸告(いわゆる三国干渉)</p> <p>6. 8 日露通商航海条約調印</p> <p>6. 16 生糸検査所法公布(29年4月1日施行)</p> <p>8. 29 横浜商業会議所設立認可(同商法会議所業務継承)</p> <p>8. 一 企業ばっこう熱高まる</p> <p>10. 8 京城で日本人、大院君を擁してクーデターをおこす</p> <p>11. 8 遼東半島還付に関する日清条約調印</p>	<p>5. 22 ロシア、帝国銀行金売買許可</p> <p>7. 6 フランス・ロシア、清国へ共同借款供与(4億フラン、年4%、期間36年)</p> <p>— 朝鮮、銀本位制採用</p>	<p>伊藤博文 (第二次)</p>	<p>松方正義</p> <p>8. 27</p>	<p>(第三代) 川田小一郎</p>
<p>3. 15 日本郵船、欧州定期航路を開く(8月1日北米航路、10月1日豪州航路開始)</p> <p>3. 24 航海奨励法・造船奨励法公布(10月1日施行)</p> <p>3. 28 登録税法・酒造税法・営業税法・自家用酒税法・混成酒税法・葉煙草専売法公布</p>			<p>渡辺 国武</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治29年 (1896年)	<p>4.10 本店店舗を現在地(日本橋区本町替町10)に新築移転</p> <p>5.16 政府から償金特別会計法の規定により預け合いを行う旨の令達を受ける(20日に第1回実行、日本銀行580万ポンド受入れ、政府貸上げ5000万円)</p> <p>9. 7 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭)</p> <p>9.29 政府、本邦に回送する正貨は金塊・金貨・英貨を主とするよう日本銀行に通達</p> <p>10.23 大阪支店、逸身銀行救済資金として30万円を大阪同盟銀行7行保証により融通</p> <p>10.27 理事・川上左七郎、大阪支店の救済融資問題の責任をとり辞職</p> <p>11. 4 歳相、公定歩合変更につき認めていた届出制を廃止し許可制に戻すことを通達</p> <p>11. 4 川田総裁病没(公式発表7日)</p> <p>11.11 第4代総裁に岩崎弥之助が就任</p> <p>12. 1 台北出張所開設</p> <p>12.10 政府、英貨による預け合いに代えて金貨または金塊による無利子預け合いを行う旨を日本銀行に通知(11日637万円、24日41万円いずれも地金で実行)</p> <p>12.25 政府、日本銀行の要請により在外英貨100万ポンドを日本銀行に預入することを決定(28日実行、日本銀行は発行準備に充当)</p> <p>12.25 30年1月から毎週営業報告を官報に掲載することを決定</p>	<p>か年とする旨の法律公布</p> <p>3. 9 営業満期国立銀行処分法公布</p> <p>3. 9 大垣共立銀行設立</p> <p>3.23 国立銀行営業満期前特別処分法公布(満期前の普通銀行への転換手続の簡略化)</p> <p>3.30 事業公債条例公布(陸海軍拡張・鉄道建設・製鋼事業等のための起債)</p> <p>3.31 臨時軍事費特別会計終結</p> <p>4. 1 大阪手形交換所設立(従来の大阪交換所は11月に解散)</p> <p>4.14 両羽銀行設立(現山形銀行)</p> <p>4.20 日本勸業銀行法・農工銀行法・農工銀行補助法・銀行合併法各公布</p> <p>5.14 北海道鉄道敷設法公布(北海道鉄道公債の発行)</p> <p>6.21 阿波商業銀行設立(現阿波銀行)</p> <p>9.25 第一国立銀行、営業満期となり、9月26日から普通銀行(第一銀行として営業を開始(以後32年2月までに122行が国立銀行から普通銀行に転換))</p> <p>10.14 帝国整理公債、ロンドン市場上場を認められる(わが国国債の国際市場初上場)</p> <p>10.一 大阪に銀行動揺発生(短期・局地的に収まる)</p>
明治30年 (1897年)		1.14 北浜銀行設立

明治 29 年～明治 30 年  
(1896 年～1897 年)

政治・経済等	海 外	首 相	大 蔵 大 臣	日 本 銀 行 裁
<p>3.30 棉花および羊毛の輸入関税免除法公布(4月1日施行)</p> <p>3.30 八幡製鉄所官制公布(4月1日施行)</p> <p>4. 4 日独通商航海条約調印</p> <p>4. 8 移民保護法公布(6月1日施行)</p> <p>6. 9 朝鮮問題に関する日露議定書調印</p> <p>7.21 日清通商航海条約調印</p> <p>8. 4 日仏通商航海条約調印</p> <p>8.28 伊藤首相辞任(31日、枢密院議長黒田清隆、首相臨時兼任)</p> <p>9.18 第2次松方内閣成立</p> <p>11. 1 収税署を税務署と改称(全国504か所で開署)</p>	<p>4. 6 第1回近代オリンピック、アテネで開催(4月15日まで、13か国参加)</p> <p>5.23 英国・ドイツ、清国へ共同借款供与(1600万ポンド、年5%、期間36年)</p> <p>9.10 英国、公定歩合引上げ、2→2.5%(24日3%、10月22日4%)</p>	<p>伊 藤 博 文 (第二次)</p> <p>松 方 正 義 (第二次)</p>	<p>渡 辺 国 武</p> <p>松 方 正 義</p>	<p>(第三代) 川 田 小 一 郎</p> <p>(第四代) 岩 崎 弥 之 助</p>
	<p>1. 3 ロシア、金本位制採用(通貨制度改革&lt;通貨単位1/3に切下げ&gt;)</p>			<p>11.11</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治30年 (1897年)	<p>3. 1 名古屋支店開設</p> <p>3.22 横浜正金銀行へ為替資金として清国賠償金中100万ポンドを6月まで4回に分けて預入</p> <p>3.29 兌換銀行券条例中改正公布(10月1日施行、貨幣法制定に伴い金貨兌換に改める)</p> <p>5. 1 計算局を復活(文書局から分離)</p> <p>5. 4 造幣局正貨払渡事務は本店と大阪支店で行うことに改正(横浜正金銀行横浜・神戸支店へ委託の代理業務は廃止)</p> <p>5.26 日本銀行、日清戦後の諸情勢を勘案し今後の銀行制度・同行の営業活動・国庫制度・発券制度等に関する考え方を大蔵大臣に上申</p> <p>6. 2 政府から、ロンドンにおける軍事公債売出しに関し、公債の引渡しおよび売却代金のイングランド銀行への預入を命じられる</p> <p>6.14 個人取引開始</p> <p>6.14 担保品付手形割引を廃止し保証品付手形割引制度(見返品制度)を新設</p> <p>6.14 公定歩合の体系変更(銀行取引と個人取引の区分など)</p> <p>6.23 東京卸売物価指数(明治20年1月=100)を公表</p> <p>7. 2 横浜正金銀行の資金不足に対処し100万ポンド預入(32年12月27日まで累計540万ポンドに達する)</p> <p>7. 9 横浜正金銀行に対し外国における公債元利金支払事務を委託</p> <p>8.11 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭1厘)</p> <p>8.11 制限外発行税率引上げ(年5%→6%)</p> <p>10. 1 新金貨の最小額が5円と定められたことに伴い、兌換銀行券の券種を五円・十円・百</p>	<p>3. 1 鴻池銀行(個人経営)設立</p> <p>3. 1 高知銀行設立(第三十七国立銀行の営業を継承、現四国銀行)</p> <p>3.29 貨幣法(金本位制の採用)・貨幣整理資金特別会計法・政府発行紙幣の交換に関する改正法律・貿易一円銀の洋銀並価通用廃止法律各公布(いずれも10月1日施行)</p> <p>4. 1 台湾銀行法公布</p> <p>5. 4 造幣規則全面改正公布</p> <p>5.13 貨幣の形式を定める勅令公布</p> <p>5.一 政府、預金部保有軍事公債4300万円をロンドンで売却することを決定(5月28日、日本銀行とサミュエル商会との間に売買契約成立)</p> <p>6. 7 日本勧業銀行設立認可(8月2日開業)</p> <p>9. 1 三十四銀行設立(第三十四国立銀行の営業を継承)</p> <p>9.21 一円銀貨を貨幣法に基づく新金貨と引換える旨を告示(10月1日開始、なお政府は翌年までに二十円・十円・五円の新金貨総額7000万円を鑄造)</p> <p>9.21 美舍銀行設立(現但馬銀行)</p> <p>10. 1 貨幣法施行により金本位制に移行(法定価格、金2分&lt;750ミリグラム&gt;=1円、明</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3.24 新聞紙条例改正公布</p> <p>3.25 水産講習所設置(水産伝習所を改組)</p> <p>3.29 関税定率法公布(32年1月1日施行)</p> <p>3.29 国税徴収法・保税倉庫法公布(いずれも7月1日施行)</p> <p>4.12 重要輸出品同業組合法公布</p> <p>4.27 生糸直輸出奨励法公布(31年4月1日施行)</p> <p>6.26 外国新聞電報規則公布(7月1日施行)</p>	<p>1.21 英国、公定歩合引下げ、4→3.5%(2月4日3%、4月8日2.5%、5月13日2%、9月23日2.5%、10月14日3%)</p> <p>6.16 米国・ハワイ、併合条約調印</p> <p>7.24 米国、関税条例制定</p> <p>8.29 ロシア、帝国銀行に銀行券発行特権付与</p> <p>10.16 朝鮮、国号を韓と改める</p>	<p>松 方 正 義</p> <p>(第二次)</p>	<p>松 方 正 義</p>	<p>(第四代)</p> <p>岩 崎 弥 之 助</p>

年号	日本銀行	金融一般
明治30年 (1897年)	<p>円の3種とする</p> <p>10. 1 銀券局を発行局と改称</p> <p>10. 1 帯広・旭川派出所開設(帯広は明治34年3月末、旭川は同39年5月11日廃止)</p> <p>10.21 政府から韓国へ極印円銀8万枚の回送を命じられる(韓国に流通している日本の一円銀と交換するため)</p> <p>10.23 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭2厘)</p> <p>11. 1 制限外発行税率引上げ(年6%→7%)</p> <p>11. 1 小樽派出所を出張所に昇格</p>	<p>治4年の新貨条例に比べ円の金平価を半分に切下げ、これに伴い貨幣条例廃止)</p> <p>10. 1 一円銀貨を明治31年4月1日限り通用禁止とする旨の勅令公布</p> <p>10. 5 大阪銀行集会所設立(大阪同盟銀行集会所は解散)</p> <p>11. 1 家禄賞典禄処分法公布(禄高整理公債の発行)</p> <p>12. 6 二十七銀行設立(第二十七国立銀行の営業を継承、東京渡辺銀行の前身)</p> <p>12.23 政府、綿紡績業界救済のため横浜正金銀行上海支店へ為替資金300万円の預入を決定</p> <p>12.一 大阪玉造銀行および京都百十一銀行支払停止</p>
明治31年 (1898年)	<p>1. 1 岩見沢派出所開設(明治39年5月8日廃止)</p> <p>2. 1 検査局設置</p> <p>2. 9 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭3厘)</p> <p>2.18 政府から兌換銀券一円券を回収し補助銀貨を使用するよう令達される</p> <p>3.14 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、2銭4厘)</p> <p>4.15 政府から償金特別会計資金による公債の市場買入れを命じられる(19日から10月10日の間に額面計3871万円実施、日本銀行初の国債買いオペレーションといわれている)</p> <p>5. 2 日本勧業銀行の行う救済貸付支援のため勧業債券応募を命じられる(32年4月まで累計374万円)</p> <p>7. 5 償金特別会計資金による公債買入れのた</p>	<p>1. 9 静岡農工銀行開業(以後33年9月までの間に全国各府県に1行ずつ開業)</p> <p>1.15 京都手形交換所設立</p> <p>2. 8 京都同盟銀行集会所設立</p> <p>4.15 政府、日本勧業銀行に対し臨時救済貸付の実施を命じる</p> <p>4.15 郵便貯金金利引上げ(4.2%→4.8%)</p> <p>6.11 一円銀貨の引換期間を7月31日とする法律公布</p> <p>6.11 政府紙幣の通用廃止の法律公布(通用期限32年12月末、交換期限37年12月末)</p> <p>7. 1 百三十銀行設立(第百三十国立銀行の営</p>



年号	日本銀行	金融一般
明治31年 (1898年)	<p>め、銀塊1500万円の日本銀行への預入による預け合いを実施</p> <p>7.11 支店へ取引先別貸出極度額設定を内達(営業予算制度の前身)</p> <p>10. 8 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭2厘)</p> <p>10.20 岩崎総裁辞任、第5代総裁に山本達雄が就任</p> <p>10.20 制限外発行税率引下げ(年7%→5%)</p> <p>10.31 西部支店、門司へ移転(開業)</p> <p>12. 7 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭)</p>	<p>業を継承)</p> <p>7. 1 山口銀行設立(個人経営、第百四十八国立銀行の営業を継承)</p> <p>9. 2 銀行条例・貯蓄銀行条例・銀行合併法を台湾に施行する勅令公布</p>
明治32年 (1899年)	<p>1. 1 仮内規を廃止し、内規を制定(検査・営業・出納・発行・国庫・文書・株式・計算の8局および秘書室に改組)</p> <p>2.10 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭9厘)</p> <p>2.21 理事薄井佳久辞職(以後3月にかけて理事・局長・支店長など薄井を含め計11名が袂を連ねて辞職)</p> <p>3.10 兌換銀行券条例中改正法律公布(保証発行限度引上げ、8500万円→1億2000万円)</p> <p>3.10 日本銀行納税に関する法律公布(発行税制度の採用)</p> <p>3.11 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭8厘)</p> <p>3.13 蔵相から保証発行限度の引上げに伴い正貨吸収策を講じるよう内訓を發せられる</p> <p>3.23 外債募集事務を命じられる</p> <p>4. 1 供託関係事務取扱開始</p> <p>4. 1 兌換券(甲)五円券を発行</p> <p>4.12 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭7厘)</p> <p>4.13 公債市価の額面維持のため、政府から回勘定による公債の市場買入れを命じられる</p> <p>4.15 横浜正金銀行に金貨1000万円の預入を決定(6月300万円、7月700万円実行)</p> <p>4.28 政府の依頼によりロンドンで発売の軍事</p>	<p>2. 8 事業公債及鉄道公債特別会計法公布(鉄道公債会計法廃止)</p> <p>2.一 国立銀行すべて消滅(私立銀行へ転換、営業満期、営業廃止のいずれかによる)</p> <p>3. 2 台湾銀行補助法公布</p> <p>3.22 北海道拓殖銀行法公布</p> <p>3.22 台湾事業公債法公布</p> <p>3.22 軍艦水雷艇補充基金特別会計法公布</p> <p>3.30 政府、債金特別会計から軍事公債500万円を日本銀行に売却(日本銀行を通じる市場からの公債買入れ代金等に充当)</p> <p>4.20 国債を外国において募集する場合に関する法律公布</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 日本銀行 總裁
<p>8.10 第 6 回衆議院議員総選挙</p> <p>10.29 閣僚の一部辞表提出(31日内閣総辞職)</p> <p>11. 8 第 2 次山県内閣成立</p>	<p>9.21 清国、戊戌の政変おこる</p> <p>12.10 米西戦争終結のパリ講和条約調印により、米國はフィリピン・グアム・プエルトリコを獲得(キューバの独立も承認される)</p>	<p>大隈重信(第一次)</p>	<p>松田正久</p>	<p>(第四代) 岩崎弥之助</p> <p>10.20</p>
<p>2. 8 供託法公布(4月1日施行)</p> <p>2.24 不動産登記法公布(6月16日施行)</p> <p>3. 2 特許法・意匠法・商標法公布(万国工業所有権保護同盟条約に基づき制定、いずれも7月1日施行)</p> <p>3. 4 著作権法公布(7月15日施行)</p> <p>3. 9 新商法・商法施行法公布(いずれも6月16日施行)</p> <p>3.10 印紙税法公布(4月1日施行)</p> <p>3.14 関税法公布(8月4日施行)</p> <p>3.22 耕地整理法公布(33年1月15日施行)</p> <p>3.23 国有林野法・森林資金特別会計法公布</p> <p>3.24 トン税法公布(8月4日施行)</p>	<p>1.19 英国、公定歩合引下げ、4→3.5%(2月2日3%、7月31日3.5%、10月3日4.5%、5日5%、11月30日6%)</p> <p>3.- 山東で義和団蜂起</p>	<p>山 松 山 松 山 有 朋 (第二次)</p>	<p>山 松 方 正 義</p>	<p>(第五代) 山本達雄</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治32年 (1899年)	<p>公債中約20万ポンド(183万円)を買入れる</p> <p>6.14 韓国産金購入資金として第一銀行に対し20万円を無利息で預入(後日他行へも実施)</p> <p>7.15 福島出張所開設</p> <p>7.28 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭6厘)</p> <p>8.16 福島出張所、荷為替手形割引を開始(19日全店で開始)</p> <p>9.30 台北出張所廃止(金庫・公債事務は台湾銀行へ委託)</p> <p>10. 1 兌換券(甲)十円券を発行</p> <p>11. 4 営業予算編成手続を制定し取引先別貸出極度額と支店出張所別運用予算額を設定</p> <p>11.10 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭7厘)</p> <p>11.26 横浜正金銀行への兌換事務委託を解除</p> <p>11.27 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭9厘)、また公定歩合の体系を改め銀行取引と個人取引との区分を廃止</p> <p>11.27 政府から金銀地金1150万円の預入を受ける(本日500万円、29日650万円)</p> <p>12.19 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合は据置き)</p>	<p>5.31 大蔵省、四分利付英貨公債1000万ポンド募集手続公布</p> <p>6. 1 政府、四分利付英貨公債をロンドンで募集する契約に調印(シンジケート＝パース・香港上海・チャータード・横浜正金の4銀行、総額1000万ポンド)</p> <p>6. 7 政府、債金特別会計資金をもって外債買入れを決定(買入額250万ポンド)</p> <p>9.11 政府、台湾銀行に対し銀行券準備として円銀200万円を貸下げ</p> <p>9.26 台湾銀行開業</p> <p>9. 一 諸井時三郎、東京綿糸合資会社内に諸井手形部を設け手形売買仲介業を開始(ビル・ブローカーの最初)</p> <p>11. 1 銀行倶楽部創立(大正5年7月25日、東京銀行倶楽部と改称)</p> <p>12. 1 株式相場暴落(1日後場と2日を休会とする)</p> <p>12. 2 蔵相、日本銀行総裁とともに金融界の動揺に対処する決意を表明</p> <p>12. 9 国立銀行紙幣通用期間満了</p> <p>12.19 福井銀行設立</p> <p>12.31 政府紙幣通用期間満了</p>
明治33年 (1900年)		<p>1.16 銀行合併法廃止</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀 行裁
<p>6. 9 農会法公布(33年4月1日施行)</p> <p>7.13 新開港場22港を指定</p> <p>7.17 輸出税全廃(旧税関法・税関規則は8月4日廃止)</p>	<p>5.18 ハーグで第1回平和会議開催(7月29日まで、26か国参加)</p> <p>6. 7 ロシア、通貨法改正</p> <p>9. 6 米国、英国・ドイツ・ロシアに清国の門戸解放に関する覚書を通告(引続き日・伊・仏にも通告)</p> <p>9.15 インド、鑄貨および紙幣法公布(金為替本位制確立)</p> <p>10.10 フィラデルフィアで万国商業会議所連合会開催</p> <p>10.12 ボア戦争はじまる</p> <p>11.16 清国・フランス間、広州湾租借条約調印(99年間)</p>	山 松 山	松 方 正 義	(第五代) 山 本 達 雄
	<p>1.11 英国、公定歩合引下げ、6→5%(18日4.5%、25日4%、5月24日3.5%、6月14日3%、7月19日4%)</p> <p>1.27 北京列国公使団、清国に対し義和団鎮圧を要求</p>	有 朋 (第二次)		

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治33年 (1900年)	<p>3.20 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、2銭1厘)</p> <p>4.18 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 2厘引上げ、2銭3厘)</p> <p>4.18 制限外発行税率引上げ(年5%→7%)</p> <p>5.31 小樽出張所、北海道産砂金の買入れ事務 を開始</p> <p>6.21 制限外発行税率引上げ(年7%→8%)</p> <p>7.18 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合 1厘引上げ、2銭4厘)</p> <p>10.11 対政府一時貸借による貸上げ500万円の 契約締結(12月には1200万円に拡大)</p> <p>11.10 横浜正金銀行に対し当座貸越を認める (極度額400万円)</p> <p>12.25 兌換券(甲)百円券を発行</p>	<p>2.16 北海道拓殖銀行設立(4月2日開業)</p> <p>3.7 産業組合法公布(9月1日施行)</p> <p>3.12 郵便切手貯金規則公布</p> <p>3.13 郵便為替法公布(10月1日施行)</p> <p>3.22 保険業法公布(7月1日施行)</p> <p>3.23 日本興業銀行法公布</p> <p>6.27 北清事件費に関する財政上の緊急処分 勅令公布</p> <p>7.22 台湾銀行券の通用ならびに犯罪処罰に 関する律令公布</p> <p>11.一 横浜蚕糸銀行支払停止、東京明治銀行臨 時休業(市中銀行の警戒感強まる)</p> <p>12.25 熊本第九・熊本貯蓄の両行臨時休業(九 州地方に銀行動揺広まる)</p>
明治34年 (1901年)	<p>4.8 見返品保証価格を全面改正</p> <p>4.一 大阪支店、銀行救済のため特別融通を実 施(名古屋支店・京都出張所でも対策を講じ る)</p> <p>5.29 対政府一時貸借限度を2000万円に引上 げ</p>	<p>1.一 銀行動揺、関東・伊勢・大阪方面に拡大 (3月～4月にかけて関西地方激化、香川・ 長崎にも波及)</p> <p>4.18 大阪銀行集会所、救済同盟を結成</p> <p>5.3 京都で銀行動揺再燃</p> <p>6.6 大阪銀行集会所組合銀行、預金金利引下</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>3. 7 重要物産同業組合法公布(4月1日施行)</p> <p>3. 7 未成年者喫煙禁止法公布</p> <p>3.10 治安警察法公布(集会および政社法廃止)</p> <p>3.13 郵便法公布(10月1日施行)</p> <p>3.14 電信法公布(10月1日施行)</p> <p>3.16 私設鉄道法・鉄道営業法公布(10月1日施行)</p> <p>3.29 衆議院議員選挙法改正公布</p> <p>6.15 清国へ派兵決定(北清事変)</p> <p>6.17 綿糸紡績業界、大幅操短を決議</p> <p>9. 1 郵便規則・電報規則・私設電信規則公布(10月1日施行)</p> <p>9.26 山県首相辞任</p> <p>10.19 第4次伊藤内閣成立</p>	<p>3.14 米国、通貨法公布(金銀複本立制から金単本位制へ)</p> <p>3. 一 米国、国法銀行法改正(国法銀行増設)</p> <p>5.28 清国、義和団の乱拡大、北京へ迫る</p> <p>6.21 清国、北京出兵の8か国に宣戦布告</p> <p>8. 一 ロシア、満州へ出兵</p>	<p>山 松</p> <p>県 方</p> <p>有 正</p> <p>朋 義</p> <p>(第二次)</p>	<p>山 松</p> <p>方 正</p> <p>義 義</p>	<p>(第五代)</p> <p>山 本 達 雄</p>
<p>3.30 増税諸法律公布(酒精および酒精含有飲料税法・麦酒税法・砂糖消費税法・酒造税法改正・関税定率法改正、いずれも10月1日施行)</p> <p>4.13 漁業法公布(35年7月1日施行)</p> <p>5. 2 伊藤首相辞任</p> <p>5.27 神戸・下関間鉄道全通</p> <p>6. 2 第1次桂太郎内閣成立</p>	<p>1. 1 オーストラリア連邦発足</p> <p>1. 3 英国、公定歩合引上げ、4→5%(2月7日4.5%、21日4%、6月6日3.5%、13日3%、10月31日4%)</p>	<p>伊 渡</p> <p>藤 辺</p> <p>博 国</p> <p>文 武</p> <p>(第四次)</p>	<p>伊 藤</p> <p>博文</p>	<p>10.19</p> <p>10.19</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治34年 (1901年)	<p>7.24 日本銀行、対政府貸上げの累増を懸念し上限を設けるよう政府に上申</p> <p>10.30 北清事変費として対政府貸上げを実行(12月28日まで計12回、1500万円)</p>	<p>げを決定(7月1日から実施、定期預金7.5%以下)</p> <p>6.7 大蔵省証券の公募発行はじめて行われる</p> <p>9.4 大蔵省、銀行設立制限方針を地方長官に内訓</p> <p>10.21 第一銀行の在韓国支店の銀行券発行を認可</p> <p>12.- わが国銀行数のピーク(普通銀行1890行)</p>
明治35年 (1902年)	<p>3.19 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭2厘)</p> <p>6.27 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭)</p> <p>10.3 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭8厘)</p> <p>10.29 製鉄所資金として対政府貸上げ100万円を実行(11月28日にも同額実行)</p>	<p>1.- 諸井手形部、コール取引を開始(コール取引のはじまり)</p> <p>2.7 大蔵省証券条例改正法律公布(割引発行が認められ、5月から36年6月まで公募入札方式により発行される)</p> <p>3.24 製鉄所資金不足の場合の一時借入れに関する法律公布</p> <p>3.27 日本興業銀行設立(4月11日開業)</p> <p>4.5 日本勸業銀行法改正、農工銀行法改正各公布(農工銀行に対する特別担保貸付開始)</p> <p>5.1 藤本清兵衛、大阪で手形仲買業(藤本ビルブローカー)を開業</p> <p>6.3 取引所の資本金・営業保証金の改正、限月短縮等に関する勅令公布</p> <p>7.1 第一・三井・三菱・第百・十五・横浜正金の6行、預金金利を協定(3日から実施、定期預金6.5%)</p> <p>9.1 名古屋手形交換所設立</p> <p>9.30 政府、預金部保有五分利公債5000万円を日本興業銀行を通じロンドンで売却する契約に調印</p> <p>10.6 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ(定期6.5%→6%)</p> <p>11.- 横浜正金銀行天津支店、銀行券(一覽私手形)を発行(12月に上海、36年1月に牛莊&lt;遼東半島&gt;、3月に北京でも発行)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日経本銀行裁
<p>9.21 永代借地権に関する法律および勅令公布施行</p> <p>12. 3 日本赤十字社条例公布</p>	<p>9. 7 義和団事件最終議定書調印(日本・清国のほか10か国代表参加)</p>			
<p>1.30 日英同盟協約調印</p> <p>3.25 商業会議所法公布(7月1日施行、商業会議所条例廃止)</p> <p>5.17 水産組合規則・漁業組合規則公布(7月1日施行)</p> <p>8.10 第7回衆議院議員総選挙</p> <p>8.一 東北地方凶作</p>	<p>1.23 英国、公定歩合引下げ、4→3.5%(2月6日3%、10月2日4%)</p> <p>1.一 シベリア鉄道、ウラジオストック・ハバロフスク間開通</p> <p>4. 8 ロシア・清国、満州撤兵に関する協定調印</p> <p>4.一 ロンドン銀塊相場大暴落</p> <p>5.20 アルゼンチン、新兌換法発布(ペレグリニ法)</p> <p>5.31 プレトリア条約調印、ボーア戦争終わる</p> <p>9. 5 英清通商航海条約調印(マッコイ条約)</p>	<p>桂 山</p> <p>太 郎</p> <p>(第一次)</p>	<p>會 本</p> <p>荒 助</p>	<p>(第五代)</p> <p>山 本 達 雄</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治35年 (1902年)	<p>12. 9 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭7厘)</p> <p>12.27 制限外発行税率引下げ(年8%→5%)</p>	
明治36年 (1903年)	<p>3.18 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合1厘引下げ、1銭6厘)</p> <p>4. 1 見返品保証価格を全面改正</p> <p>5. 5 小額貸欠乏し一円兌換券の回収を中止、2000万円までの流通を認める(後に3000万円まで拡大)</p> <p>10.20 山本総裁退任(任期満了)、第6代総裁に松尾臣善が就任</p> <p>10.20 蔵相、日本銀行の業務遂行上留意すべき事項を内訓</p> <p>10.一 国庫局に国庫制度調査委員を設置</p> <p>12.29 軍備補充費の対政府貸上げ(第1回)を 実行(37年3月まで計22回、4150万円)</p>	<p>1.12 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ (定期6%→5.5%)</p> <p>3.20 交換所組合銀行連合会設立</p> <p>4.23 初の全国銀行者大会、大阪で開催</p> <p>9. 9 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ (定期5.5%→5%)</p> <p>12.24 政府、対露戦争準備のため英貨公債2000 万ポンドの募集を開議決定</p> <p>12.28 軍備補充費として一時借入れ・公債発行 等ができる旨の緊急勅令公布</p>
明治37年 (1904年)	<p>1.26 政府から銀塊買入れの内命を受ける</p> <p>1.27 艦艇製造費として対政府貸上げ200万円 を実行</p> <p>1.29 主要銀行代表者を招き国債募集に関し 協議</p> <p>2. 3 支店長・出張所長を招集し、国債担保貸 出の優遇策・戦時金融対策につき指示</p> <p>2. 6 政府から軍用切符の発行・引換事務を命 じられる</p> <p>2.10 日本銀行ロンドン代理店保有英貨40万 ポンドを正貨準備に繰入れる</p>	<p>1.15 日本興業銀行経由の対清国大冶鉄山借 款成立(対清投資のはじまり)</p> <p>1.28 桂首相、東西主要銀行首脳を招き戦時財 政への協力を要請(29日にも財界人へ要請)</p> <p>2. 6 閣議、円銀と引換えできる軍用切符の発 行を決定</p> <p>2.13 明治36年12月28日勅令により発行する 第1回国庫債券発行規程公布(1億円、五分 利付、3月1日募集開始)</p> <p>2.17 政府、英貨公債2000万ポンドをロンドン</p>



年号	日本銀行	金融一般
明治37年 (1904年)	<p>2.20 古金銀貨幣・金銀地金・金銀器物買入規程を制定</p> <p>2.22 高橋副総裁、政府から外債募集または既発五分利公債の売却に関し渡欧を命じられる(24日出発、38年1月帰朝)</p> <p>2.29 日本銀行再割引ニューヨーク向け輸出手形のうち400万円を限度に正貨準備とすることが認められる</p> <p>3.10 朝鮮における軍用切符引換事務を第一銀行に委託</p> <p>4.21 臨時事件費支弁に関する法律に基づく対政府貸上げ(第1回)を施行(38年3月末まで計130余回、2億3900万円)</p> <p>4.30 百三十銀行救済のため横浜正金銀行經由政府保証融資を施行(100万円)</p> <p>5.7 ロンドンにおいて第1回外債募集に関しシンジケート団と契約調印</p> <p>5.20 軍用切符取扱いのため京城と仁川に中央金庫派出所を設置(以後朝鮮・満州・樺太の各地に増設、第一・横浜正金・北海道拓殖各行に代理店委託)</p> <p>5.30 政府から六分利付英貨公債の事務取扱いを命じられる</p> <p>6.29 外債募集金の一部をもって英国大蔵省証券を購入</p> <p>7.2 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭8厘)</p> <p>7.7 横浜正金銀行をして小口英貨為替の売却を行わせるため同行へ10万ポンド預入(8月2日まで計30万ポンド預入)</p> <p>7.8 政府から百三十銀行救済のため国庫金600万円の特別融通を令達され、即日一部実行</p> <p>7.23 横浜正金銀行ロンドン支店との間の国債事務に関する代理店契約を更改(ニューヨーク支店とも同様契約を締結)</p> <p>8.16 大蔵省証券の優遇措置を支店へ通知(再割引・担保貸出の実施、商手なみ金利の適用)</p> <p>9.1 国債局設置(営業局から分離)</p>	<p>で募集する方針を決定</p> <p>2.一 政府、正貨対策として横浜正金銀行に対し輸出為替買進み・輸入為替買控えを内命</p> <p>3.22 東京交換所組合銀行、貯蓄勸業債券法案廃棄希望意見をまとめ議会筋に陳情(大阪・名古屋銀行家も反対決議)</p> <p>3.30 臨時事件費支弁に関する法律公布(借入限度2億8000万円)</p> <p>3.30 陸海軍に属する臨時事件費特別会計法公布</p> <p>3.31 臨時軍事費予算公布(第1次3億8000万円)</p> <p>4.1 貯蓄債券法公布(8月1日施行)</p> <p>4.5 金銀地金精製及品位証明規則中改正の件公布施行(金銀地金の輸納促進のため低品位地金追加、10月21日再引下げ)</p> <p>5.10 臨時事件費支弁のためロンドン・ニューヨークで募集する公債に関する勅令公布施行(第1回六分利付英貨公債100万ポンド)</p> <p>5.23 臨時事件費支弁のため発行する第2回国庫債券発行規程公布(1億円、五分利付、6月10日募集開始)</p> <p>5.一 岐阜県下銀行動搖</p> <p>6.14 台湾銀行券発行に関する律令公布(7月1日施行)</p> <p>6.17 百三十銀行支払停止(7月11日再開)</p> <p>9.1 郵便貯金金利引上げ(4.8%→5.04%)</p>

明治 37 年  
(1904 年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日 本 銀 行 裁
<p>3. 1 第 9 回衆議院議員総選挙</p> <p>4. 1 非常特別税法公布施行</p> <p>4. 1 煙草専売法公布(7月1日施行)</p> <p>8. 22 日韓協約調印</p> <p>8. 29 日印通商条約調印</p>	<p>4. 8 英仏協商調印</p> <p>4. 14 英国、公定歩合引下げ、4 → 3.5% (21日 3%)</p> <p>6. 27 パナマ、金為替本位制採用</p>	<p>桂 太 郎 (第一次)</p>	<p>會 禰 荒 助</p>	<p>(第六代) 松 尾 臣 善</p>

年号	日本銀行	金融一般
明治37年 (1904年)	9. 7 横浜正金銀行に対し緊急の場合、在ロンドン外貨準備から10万ポンドを限度として臨機に売却できることとする 10.14 政府から本邦産銀買入れの令達を受ける 10.15 横浜正金銀行牛莊支店に軍用切符の引換事務を委嘱 10.27 百三十銀行救済融資200万円を実行 11. 7 ロンドン代理店監督役設置  12.19 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭)	9.30 日本勧業銀行、貯蓄債券を発行(39年12月の発行停止まで12回累計2043万円発行) 10.12 臨時事件費支弁のため発行する第3回国庫債券発行規程公布(8000万円、五分利付、31日募集開始) 10.30 郵便局国庫債券取扱規程公布(国債応募の申込み、応募金の払込み、債券交付等) 11.10 公債募集に関する勅令公布(臨時事件費支弁のため公債1億2000万円を募集できる) 11.10 第2回六分利付英貨公債1200万ポンドをロンドン・ニューヨークで募集する件に関する勅令公布 12. 9 国立銀行紙幣交換期限満了 12.31 政府紙幣交換期限満了
明治38年 (1905年)	2. 1 ニューヨーク代理店監督役設置 2.17 高橋副総裁、政府の命を受け外債募集のため再度渡欧出発	1. 1 臨時事件費支弁に関する法律公布(借入限度4億5500万円) 1. 1 臨時軍事費予算(第2次、7億円)公布 1.21 臨時事件費支弁のため発行した国債の価格計算に関する勅令公布 2.16 国債証券価格計算に関する法律公布施行 2.16 郵便貯金法公布(7月1日施行、郵便貯金条例廃止) 2.18 無記名国債の代用納付省令公布 2.27 臨時事件費支弁のため発行する第4回国庫債券発行規程公布(1億円、六分利付、3月25日募集開始) 2.一 政府、貯蓄債券発行により吸収した預金部資金の一部をもって勧業債券の還元引受けを開始(貯蓄債券消化のため勧業債券の発行を停止、日本勧業銀行の資金不足を招来) 3.10 外国に於ける銀行事業に関する法律公布 3.10 日本勧業銀行法中改正法律(勧業債券の買入消却を認めるなど)・日本興業銀行法中改正法律・北海道拓殖銀行法中改正法律(ともに業務拡張)各公布 3.13 担保付社債信託法・鉄道抵当法・工場抵当法・鉱業抵当法各公布(いずれも7月1日施行) 3.24 第一銀行の韓国における義務に関する勅令公布(同行が韓国の中央銀行的な役割を果たす) 3.26 臨時事件費支弁のためロンドン・ニューヨークで募集する公債に関する勅令公布(第1回四分半利付英貨公債3000万ポンド)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>11.30 百三十銀行に対する政府資金による救済融資が第21回帝国議会で問題となる</p> <p>12.17 衆議院、政府の百三十銀行融資は不当との決議を可決</p>				(第六代)
<p>1. 1 非常特別税法改正公布</p> <p>1. 1 塩専売法公布(6月1日施行)</p> <p>1. 1 相続税法公布(4月1日施行)</p> <p>1. 2 旅順開城</p> <p>2.16 実用新案法公布(7月1日施行)</p> <p>3.10 奉天占領</p>	<p>1.22 ロシア、第1次革命(ペテルブルグ血の日曜日事件)おこる</p> <p>1.31 韓国、貨幣整理に関し第一銀行へ委託</p> <p>1.- スイス、郵便小切手制度採用</p> <p>2.28 独露通商条約調印</p> <p>3. 9 英国、公定歩合引下げ、3→2.5%(9月7日3%、28日4%)</p> <p>3.25 メキシコ、金本位制採用(4月14日金貨の自由鑄造廃止、金為替本位制へ)</p> <p>3.31 第1次モロッコ事件おこる</p>	<p>桂 會 松</p> <p>太 荒 臣</p> <p>郎 助 善</p> <p>(第一次)</p>	<p>會 彌 荒 助</p>	<p>松 尾 臣 善</p>

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<b>明治38年 (1905年)</b>	<p>4.19 大蔵大臣に対し国立銀行紙幣・政府紙幣の交換事務完了を報告</p> <p>4.25 1月1日公布法律に基づく臨時事件費支弁のための対政府貸上げ(第1回)を実行(39年7月まで計57回、7875万円)</p> <p>6.16 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭2厘)</p> <p>7.18 政府からドイツにおける公債募集金の運用について指示を受ける(主に同国大蔵省証券を買入れる)</p> <p>7.18 政府の命により横浜正金銀行牛莊支店に対し軍用切符の時価買入れを指示</p> <p>9.1 広島出張所開設</p> <p>9.8 政府、在欧の高橋副総裁に対し、六分利付英貨公債および第4回・第5回国庫債券の整理のための低利新外債(3億円～4億円)を英・米・独・仏において募集する交渉を開始するよう訓電</p> <p>11.24 第2回四分利付英貨公債募集仮契約調印</p>	<p>4.20 臨時事件費支弁のため発行する第5回国庫債券発行規程公布(1億円、六分利付、5月1日募集開始)</p> <p>7.8 臨時事件費支弁のため公債募集に関する勅令公布(募集限度3億円)</p> <p>7.8 第2回四分半利付英貨公債3000万ポンドをロンドン・ニューヨーク・ドイツで募集する件に関する勅令公布</p> <p>11.20 臨時国債整理局官制・臨時国債整理委員会規則各公布</p> <p>11.25 国債整理のため四分利付英貨公債(第2回)5000万ポンドを募集する件に関する勅令公布</p>
<b>明治39年 (1906年)</b>	<p>2.27 2月12日公布法律に基づく臨時事件費支弁のための対政府貸上げ(第1回)を実行(4月23日まで計15回、5550万円)</p> <p>3.12 高橋副総裁、横浜正金銀行頭取兼任を命じられる</p>	<p>1.9 郵便振替貯金規則公布(3月1日施行)</p> <p>2.12 臨時事件費支弁に関する法律公布(借入限度3億6300万円)</p> <p>2.19 台湾銀行法中改正法律公布(銀兌換から金兌換に変更)</p> <p>2.20 臨時事件公債規程公布(2億円、五分利付、3月8日募集開始)</p> <p>2.27 日本興業銀行、増資750万円のロンドンでの募集を決定</p> <p>3.2 国債整理基金特別会計法公布(39年度から施行、償金特別会計法廃止)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行 行 長
<p>4. 1 刑の執行猶子に関する法律公布(執行猶子制度創設)</p> <p>5. 27 日本海海戦(28日まで)</p> <p>8. 10 ポーツマスで第 1 回日露講和会議開催 8. 12 ロンドンで第 2 回日英同盟協約調印 9. 1 日露休戦議定書調印 9. 5 日露講和条約および追約調印</p> <p>10. 23 韓国に統監府及理事庁を置くの件公布</p> <p>11. 17 第 2 次日韓協約調印</p> <p>12. 21 桂内閣総辞職 12. 22 満州に関する日清条約調印</p>	<p>6. 8 ノルウェー、スウェーデンから独立 6. 8 米大統領、日・露両国へ講和会議正式招待状</p> <p>8. 20 孫文、東京で中国革命同盟会結成</p> <p>10. 6 スイス、中央銀行設立(1907年6月20日開業) 10. 23 清国、1両銀貨本位制採用 10. 26 ロシア、ペテルブルグに最初の労働者代表ソビエト成立</p>	<p>桂 會 太 荒 郎 助 (第一次)</p>	<p>會 禰 荒 助</p>	<p>(第六代) 松 尾 臣 善</p>
<p>1. 7 第 1 次西園寺公望内閣成立 1. 31 日本・英領カナダ間通商航海条約調印 2. 24 日本社会党第 1 回大会開催(日本平民党・日本社会党合同)</p> <p>3. 2 非常特別税法中改正法律公布(戦後廃止の予定を戦後経営資金確保のため継続)</p>	<p>3. 4 ロシア、労働組合法制定</p>	<p>1. 7 西園寺公望(第一次)</p>	<p>1. 7 阪谷芳郎</p>	

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<p>明治39年 (1906年)</p>	<p>3.13 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、2銭)</p> <p>4.11 国債に関する法律公布(7月1日施行、国債関係事務は日本銀行が取扱う旨定められる)</p> <p>4.23 松尾総裁、蔵相へ正貨維持の方策につき上申書を提出</p> <p>5. 1 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭8厘)、併せて公定歩合の体系変更(貸付利子および保証品付手形割引歩合を①国債を抵当とする貸付利子および国債を保証とする手形割引歩合と②国債以外を抵当または保証とする貸付・割引利子歩合とに区分し①を当所商業手形割引歩合同率にする)</p> <p>7. 1 公定歩合の体系変更(①本支店同一利率とする②本支店為替の打歩を廃止③国債以外のものを抵当とする貸付利子およびこれを保証とする手形割引歩合に最高最低を設ける&lt;1銭9厘~2銭3厘&gt;、高率適用制度のはじまり)</p> <p>7.30 横浜正金銀行の満州向け利付輸出為替取扱い資金供給のため、同為替の買入手続を制定</p> <p>8.20 検査部・外事部・調査局を設置し検査局を廃止(営業局の海外代理店関係事務を外事部へ、検査局の調査・統計事務を調査局へ移管)</p> <p>8.20 小樽出張所を支店に昇格、同時に北海道支店を函館出張所にする(札幌出張所は19日限り廃止)</p> <p>8.23 蔵相、日本銀行・日本興業銀行・日本勧業銀行に対し企業熱の高まりを憂慮する旨内訓</p> <p>9. 6 高橋副総裁、外債募集のため3度目の渡欧出発</p> <p>10.16 8月23日の蔵相内訓に対する日本銀行</p>	<p>3.12 臨時軍事費予算(第3次、4億5000万円)公布</p> <p>3.16 日本興業銀行、対韓国政府融資(1000万円)につき調印</p> <p>4. 7 農工銀行補助法中改正法律公布(助成期限延長)</p> <p>4. 7 帝国鉄道会計法公布</p> <p>4.一 東京信託会社、株式会社に改組(最初の株式会社組織信託会社といわれる)</p> <p>5. 8 紙幣類似証券取締法公布</p> <p>5.11 陸海軍に属する臨時事件費特別会計終結に関する法律公布(40年3月末終結)</p> <p>5.29 国債規則公布(7月1日施行)</p> <p>6. 1 横浜正金銀行、満州向け低利輸出為替取扱いを開始</p> <p>6.25 三井銀行、パークレース銀行と極度10万ポンドの当座借越契約を締結</p> <p>6.30 東京市、五分利付英貨債150万ポンドをロンドンで募集する仮契約に調印</p> <p>8. 9 横浜市、英貨債32万ポンドをロンドンで募集する仮契約に調印</p> <p>9.15 横浜正金銀行の関東州・清国における銀行券発行に関する勅令公布(10月15日施行)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総 本銀行 行裁
<p>3.27 八幡製鉄所拡張計画(1088万円)・官設 鉄道計画(4228万円)等を盛り込んだ明治39 年度予算が議会通過</p> <p>3.31 鉄道国有法・京釜鉄道買収法各公布</p> <p>3.31 関稅定率法改正法律公布(10月1日施 行、全面改正)</p> <p>5.11 日米著作権保護条約公布</p> <p>5.26 万国郵便条約調印</p> <p>6. 8 南満州鉄道株式会社設立に関する勅 令公布</p> <p>7.21 北海道炭礦鉄道・甲武鉄道・日本鉄 道・岩越鉄道・山陽鉄道・西成鉄道買収 告示</p> <p>8.10 南満州鉄道会社資本金2億円のうち 第1回募集金額2000万円募集期間を9月 10日~10月5日と決定(申込み殺到、株式 投資ブームをおおる)</p>	<p>4. 5 英国、公定歩合引下げ、4→3.5%(5 月3日4%、6月21日3.5%、9月13日 4%、10月11日5%、19日6%)</p> <p>4.18 米国、サンフランシスコ市大地震、保 險会社モラトリアム実施(4月20日まで)</p>	<p>西園寺公望 (第一次)</p>	<p>阪谷芳郎</p>	<p>(第六代) 松尾臣善</p>

年号	日本銀行	金融一般
明治39年 (1906年)	の考え方を上申	12.10 旧鉄道会社債務整理公債発行規程公布
明治40年 (1907年)	<p>5.14 東京鉄道・東京電灯・京浜電気鉄道の3社、日本銀行見返担保品追加につき請願</p> <p>5.28 名古屋銀行救済のため、愛知・明治両行保証無担保による特別融通を承認</p> <p>5.29 金銀地金買入規程及地金銀売買取扱手続を制定</p> <p>6.1 出納局内に地金銀分析所を設置</p> <p>6.6 買取鉄道会社株式を担保品として取扱うことを決定(11日から実施)</p> <p>8.25 函館市の大火により函館出張所焼失(28日業務再開)</p> <p>12.4 公定歩合引上げ(当所商業手形割引歩合2厘引上げ、2銭)</p>	<p>1.21 東京株式相場暴落(日露戦争後の恐慌の端緒)</p> <p>2.19 名古屋銀行桑名支店に預金取付け発生、中京地方銀行動揺</p> <p>3.8 六分利付英貨公債整理のため五分利付英貨公債2300万ポンドをロンドン・パリで募集する件に関する勅令公布</p> <p>3.13 韓国における銀行業に関する勅令公布</p> <p>3.20 藤本ビルプロカー、藤本ビルプロカー銀行に改組(ビルプロカー銀行の第1号)</p> <p>3.29 百三十八銀行(静岡県)支払停止(以後、6月にかけて東京・大分・埼玉・富山・神奈川・愛知・岐阜等で波状的に預金取付け・休業が頻発)</p> <p>7.23 日本興業銀行、南満州鉄道株式会社債400万ポンドをロンドンで募集(44年1月までに4回、合計1400万ポンド募集)</p> <p>11.20 東京商工銀行・九十二銀行(福井県)支払停止(弱小銀行の取付け・支払停止再び頻発化)</p>

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
11.26 南満州鉄道株式会社設立	11. 3 国際無線電信条約成立 12.21 英国、労働争議法制定 — インド、通貨法公布(銅貨鑄造停止)			
<p>3.12 帝国鉄道庁官制公布(4月1日施行) 3.15 樺太庁官制公布</p> <p>6.10 日仏協約調印</p> <p>7.24 第3次日韓協約調印 7.28 日露通商航海条約・日露漁業条約調印 7.30 第1回日露協約調印</p> <p>10.一 銀塊相場暴落</p> <p>11. 6 横浜蚕糸外四品取引所、後場から8日まで休会</p>	<p>1.17 英国、公定歩合引下げ、6→5%(4月11日4.5%、25日4%、8月15日4.5%、10月31日5.5%、11月4日6%、7日7%)</p> <p>3.14 ニューヨーク株式市場大暴落 3.14 米国、日本人の移民制限法制定</p> <p>6.15 第2回ハーグ平和会議開催(10月18日まで)</p> <p>8. 7 ニューヨーク株式市場、再び大暴落はじまる 8.31 英・仏・露3国協商成立 10.17 ニューヨーク、3度目の株価大暴落(22日、ニッカーボッカー・トラスト会社の支払停止を皮切りに金融恐慌発生) 10.17 ドイツ、ハンブルグに金融恐慌発生 11.一 銀価の動揺により清国恐慌状態となる</p>	西園寺公望 (第一次)	阪谷芳郎	(第六代) 松尾臣善

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治41年 (1908年)		<p>2. 3 八王子第七十八銀行臨時休業(各地で弱小銀行の動揺激化、2月～7月中、判明分のみでも支払停止23行、預金取付け42行に及ぶ)</p> <p>3.31 国庫債券整理規程公布(第1回国庫債券償還のため整理公債を発行)</p> <p>4.13 東京主要銀行、預金協定金利を引上げ(定期5%→6%)</p> <p>11.19 日本興業銀行、興業債券100万ポンドをロンドンで発行(23日、パリでも同額発行)</p>
明治42年 (1909年)	<p>3.15 金沢出張所開設</p> <p>4. 1 帝国鉄道会計法に基づく預金事務取扱い開始</p>	<p>2.22 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ(定期6%→5%)</p> <p>3.18 藤本ビルブローカー銀行支払停止</p> <p>3.22 国債の利子所得税免除に関する法律・登録国債の担保充用に関する法律各公布</p> <p>3.22 帝国鉄道会計法公布(明治39年の帝国鉄道会計法廃止)</p> <p>4. 9 産業組合法中改正法律公布(9月1日施行、信用事業を加え、産業組合中央会・同連合会の設置を認める)</p> <p>4. 9 軌道抵当法公布</p> <p>4.29 大阪市、英貨債308万ポンドをロンドンで募集(このころ地方公共団体の外債募集が)</p>

明治 41 年～明治 42 年  
(1908 年～1909 年)

政治・経済等	海外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>4.10 日・露、樺太島境界画定書調印</p> <p>5. 5 日米仲裁裁判条約調印</p> <p>5.15 第10回衆議院議員総選挙</p> <p>7. 4 西園寺内閣総辞職</p> <p>7.14 第2次桂内閣成立</p> <p>8.27 東洋拓殖株式会社法公布(12月28日設立)</p> <p>8.28 新財政計画(財政緊縮・非募債・国債償還)を閣議決定</p> <p>10.13 戊申詔書発布</p> <p>12. 1 東京米穀商品取引所発足(東京米穀・東京商品取引所合併)</p> <p>12. 5 鉄道院官制公布施行(鉄道庁廃止)</p>	<p>1. 2 英国、公定歩合引下げ、7→6%(16日5%、23日4%、3月5日3.5%、19日3%、5月28日2.5%)</p> <p>1.13 清国、英国・ドイツから借款受入調印(500万ポンド)</p> <p>3.11 ドイツ、小切手法公布(4月1日施行)</p> <p>5.30 米国、オールドリッチ・リーランド法制定(兌換銀行券の発行方法改正)</p> <p>7.24 トルコ、青年トルコ党の革命おこる(1876年憲法の復活を承認)</p> <p>10. 8 清国、英国・フランスから借款受入調印(500万ポンド)</p>	<p>西園寺公望(第一次)</p> <p>7.14</p> <p>桂</p> <p>太</p> <p>郎</p> <p>(第二次)</p>	<p>阪谷芳郎</p> <p>1.14</p> <p>松田正久</p> <p>7.14</p> <p>桂</p> <p>太</p> <p>郎</p>	<p>(第六代)</p> <p>松</p> <p>尾</p> <p>臣</p> <p>善</p>
<p>3.22 衆議院、満州租借地に金融機関設立の建議(議員提出)を可決</p>	<p>1.14 英国、公定歩合引上げ、2.5→3%(4月1日2.5%、10月7日3%、14日4%、21日5%、12月9日4.5%)</p> <p>1.26 中米諸国、金為替本位の通貨同盟組織を決議</p> <p>4.19 ハンガリー独立</p>			

年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
<p>明治42年 (1909年)</p>	<p>5. 4 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭8厘)</p> <p>8. 31 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭6厘)</p> <p>11. 27 重役会において営業年限の30年延長・増資・特別配当を内定</p> <p>12. 4 大蔵省に営業年限延長・増資・特別配当の内伺いを提出(16日内諾)</p> <p>12. 17 政府から①対政府法定貸付金の継続②国庫金の無手数料取扱③国債元利金取扱手数料の軽減を申入れられる</p> <p>12. 25 12月17日の政府申入れの内容を一部修正(一部の国庫金・大蔵省証券のみ無手数料とする)したものを受諾決定</p>	<p>活発に行われる)</p> <p>5. 一 内務・大蔵・逓信3大臣連名をもって地方長官に対し、勤儉貯蓄の奨励と預金部資金の地方還元放資につき訓令</p> <p>10. 11 株式会社三井銀行設立(合名会社から株式会社に改組、11月1日開業)</p> <p>11. 23 第一銀行、韓国銀行への事務引継ぎ完了</p> <p>12. 11 三井銀行、単独に預金金利を引下げ(定期5%→4.5%、各行と実施日折合わず)</p>
<p>明治43年 (1910年)</p>	<p>1. 11 公定歩合引下げ(当所商業手形割引歩合2厘引下げ、1銭4厘)</p> <p>2. 4 政府から借換公債1億円発行に際し、250万円は日本銀行が引受け残余を下請銀行組合が引受ける形の引受契約締結を命じられる</p> <p>2. 19 臨時株主総会で営業年限延長(明治45年10月10日から30年)・増資(3000万円→6000万円)・定款改正を可決</p> <p>2. 22 営業年限延長・増資の件告示される</p> <p>3. 7 公定歩合引下げおよび体系変更(商業手形割引歩合の当所・他所の区別を廃止し、従来の当所比1厘引下げ、1銭3厘とする)</p>	<p>1. 11 東京主要銀行、三井銀行に追隨して預金協定金利を引下げ(定期5%→4.5%)</p> <p>1. 26 蔵相、日本銀行および東京所在大銀行首脳を招集して国債の借換えにつき協議(2月1日まで続行し大阪所在主要銀行も参加、2月1日、この協議に参加した市中銀行15行をもってシンジケート=下請銀行組合を組織する)</p> <p>2. 2 政府、内国債借換えに関し、内国債利率は4%を常態とし一般金利標準としたい旨言明</p> <p>2. 5 第1回四分利公債規程公布施行(1億円、19日募集開始)</p> <p>2. 22 東京主要銀行、預金協定金利を引下げ(定期4.5%→4%)</p> <p>3. 15 第2回四分利公債規程公布施行(1億円、4月4日募集開始)</p> <p>3. 25 四分利公債募集取扱銀行としてシンジ</p>

明治42年～明治43年  
(1909年～1910年)

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総本銀行裁
<p>5.6 新聞紙法公布施行(新聞紙条例廃止)</p> <p>6.25 度量衡法施行令公布</p> <p>7.6 政府、近い将来韓国を併合の方針およびそのための対韓施設大綱を閣議決定</p> <p>7.31 臨時軍用気球研究会官制公布(高層気象研究もはじまる)</p> <p>9.4 日・清間で、間島に関する協約(清韓国境)および満州5案件に関する協約(撫順・煙台炭鉱の採掘権承認など)に調印</p> <p>10.26 伊藤博文、ハルビンで暗殺される(11月4日国葬挙る)</p>	<p>6.7 清国、銀紙幣通用規則制定</p> <p>7.27 韓国、韓国銀行条例公布施行</p> <p>9.20 英国、職業紹介所法制定(失業保険制度の先駆)</p> <p>10.29 韓国銀行設立(11月24日開業、第一銀行の中央銀行業務を継承)</p> <p>10.- 欧州金利上昇</p> <p>— ドイツ、銀行券の保証発行限度引上げ、銀行券を法貨とする</p>	桂	桂	(第六代) 松尾臣
	<p>1.6 英国、公定歩合引下げ、4.5→4%(20日3.5%、2月10日3%、3月17日4%、6月2日3.5%、9日3%、9月29日4%、10月20日5%、12月1日4.5%)</p> <p>1.8 フランス、パリ大洪水のためモラトリアム実施</p> <p>3.1 フランス、郵便貯金法制定</p> <p>3.5 米国、郵便貯金法制定(1911年1月3日実施)</p>	太郎	太郎	(第二次) 善





年 号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治44年 (1911年)	<p>4.29 政府から旧韓国貨幣条例による貨幣の回収を命じられる</p> <p>5.23 外国金貨買入れ対象を拡大し、買入金貨の最軽標準量目を定める(従来の英・米・独・仏・露5か国のほか、ラテン貨幣同盟国および英・仏・独各植民地金貨を加える)</p> <p>5.29 大蔵大臣・次官・日本銀行正副総裁、正貨問題について協議</p> <p>6. 1 松尾総裁辞任、第7代総裁に高橋是清が就任</p> <p>6. 1 外事部廃止(営業局に統合)</p> <p>6. 1 京都・福島・広島・函館・金沢の各出張所を支店に昇格</p> <p>7. 1 横浜正金銀行に対する外国為替手形再割引を廃止し、外国為替手形引当貸付金を実施</p> <p>7.一 高橋総裁、正貨準備維持に関する上申書を政府に提出</p> <p>8.10 政府・日本銀行首脳による正貨会議を再度開催し、同行上申書の方針を確認</p> <p>9.27 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合2厘引上げ、1銭5厘)</p> <p>10.10 政府から減債基金による公債買入銷却取扱いを令達される</p> <p>11. 4 高低利率適用に関する手続および貸出標準定め方に関する手続を各店に通達(45年1月から実施)</p>	<p>2.16 横浜正金銀行、政府から満州以外の在清各店においても特別貸付実施を命じられる</p> <p>3.23 朝鮮事業公債法公布</p> <p>3.24 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正の2法律公布(制限付き市街地貸付、産業組合・同連合会への無抵当貸付の実施など)</p> <p>3.24 日本興業銀行法中改正法律公布(宅地建物担保貸付実施)</p> <p>3.24 北海道拓殖銀行法中改正法律公布(拓殖事業地に樺太を追加、無抵当貸付実施など)</p> <p>3.24 横浜正金銀行、清国政府鉄道公債1000万円を引受け、本邦で募集する契約調印</p> <p>3.29 朝鮮銀行法公布(8月15日施行)</p> <p>4. 1 貨幣法を台湾と樺太に、銀行条例を樺太に施行</p> <p>4.一 増田ビルブローカー銀行設立</p> <p>7.一 預金部、小農工業者救済を目的に農工債券452万円を引受け</p> <p>10.23 大蔵次官、地方長官に対し今後人口10万人以上の市街地に新設する普通銀行の資本金は原則100万円以上、半額以上払込みとする旨通達</p>



年号	日 本 銀 行	金 融 一 般
明治45年 =大正元年 (1912年)	<p>1. 1 国債を抵当とする貸付利子歩合および国債を保証とする手形割引歩合にも最高最低率を設け現行利率(1銭5厘)を最低とし最高を3厘高とする(公表は最低利率のみ)</p> <p>2. 7 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭6厘)</p> <p>2. 16 高橋総裁、銀行倶楽部の銀行家懇親会で演説、この演説を発端として物価と通貨量との因果関係についての議論が活発化</p> <p>3. 9 貸出標準および高率適用手続の実施に伴い、営業予算編成手続を上期限り廃止(これにより取引先別貸出極度制限は撤廃され、半期貸出最高見込額を別途提出する扱いに改められた=新予算制度)の旨各店に通知</p> <p>10. 2 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭7厘)</p> <p>11. 14 公定歩合引上げ(商業手形割引歩合1厘引上げ、1銭8厘)</p>	<p>1. 1 (株)保善社設立(安田財閥の持株会社)</p> <p>1. 1 株式会社安田銀行(明治44年8月設立)、合名会社安田銀行を合併形式により継承し開業</p> <p>1. 6 京都市、五分利付仏貨債500万フランをバリエで募集</p> <p>1. 16 東京主要銀行、預金協定金利を引上げ(定期4%→5%)</p> <p>2. 22 東京市、五分利付英貨債517万ポンドと五分利付仏貨債1億88万フランを英・米・仏で募集</p> <p>2. 23 株式会社住友銀行設立(個人経営から株式会社会社に改組、4月1日開業)</p> <p>3. 1 清国事件費支弁に関する法律公布施行</p> <p>3. 13 下請銀行組合解散</p> <p>4. 8 日本勸業銀行法中改正・農工銀行法中改正・北海道拓殖銀行法中改正各法律公布(いずれも15日施行、小額債券の発行を認める)</p> <p>4. 15 横浜市、五分利付英貨債12万ポンドをロンドンで募集</p> <p>6. 18 横浜正金銀行、政府の命により露・英・仏・独・米とともに対中国借款の6国財団に参加</p> <p>7. 3 日仏銀行設立(資本金1000万円中6割をフランス、4割を日本が出資、東京支店11月26日開業)</p> <p>11. 21 東京主要銀行、預金協定金利を引上げ(定期5%→6%)</p>
大正2年 (1913年)	<p>1. 6 制限外発行税率引上げ(年5%→6%)</p> <p>2. 20 高橋総裁辞任(大蔵大臣に就任)</p> <p>2. 28 第8代総裁に三島弥太郎が就任</p>	

政治・経済等	海 外	首相	大蔵大臣	日総銀行裁
<p>2.12 日本・デンマーク通商航海条約・特別相互関税条約調印</p> <p>5.15 第11回衆議員議員総選挙</p> <p>7. 6 日蘭通商航海条約調印</p> <p>7. 6 第 5 回オリンピック(ストックホルム)に日本初参加</p> <p>7. 8 第 3 回日露協約調印</p> <p>7.30 明治天皇崩御、大正と改元</p> <p>9.26 恩赦令・大赦令公布施行</p> <p>10.28 日本とオーストリア=ハンガリーとの通商航海条約調印</p> <p>11.25 日伊通商航海条約調印</p> <p>12. 5 西園寺内閣総辞職</p> <p>12.21 第 3 次桂内閣成立</p>	<p>1. 1 孫文、南京臨時政府樹立、中華民国成立を宣言</p> <p>2. 8 英国、公定歩合引下げ、4 → 3.5% (5月9日 3%、8月29日 4%、10月17日 5%)</p> <p>2.12 中国、清朝滅亡(清国王退位)</p> <p>10.17 ブルガリア・セルビア・ギリシャとトルコ間に戦争はっ発(第1次バルカン戦争)</p>	<p>西園寺公望 (第二次)</p>	<p>山本達雄</p>	<p>(第七代) 高橋是清</p>
<p>1.21 議会停会(政権問題をめぐり衆議院紛糾、実質的に2月12日まで停会つづき、護憲を唱える民衆デモ過激化)</p> <p>2.11 桂内閣総辞職</p> <p>2.20 第 1 次山本権兵衛内閣成立</p>		<p>12.21 桂太郎 (第三次)</p> <p>2.20</p>	<p>12.21 若槻礼次郎</p> <p>2.20</p>	<p>2.28</p>